

令和 7 年度

浦安市 認可保育所・認定こども園 入所ガイドブック

浦安市認可保育所・認定こども園入所・転園申請募集要項

浦安市ホームページや
YouTube にも
情報がたくさん!!
ページをめくってね



問い合わせ先
浦安市
健康こども部保育幼稚園課 認定・入園係
〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1
電話 047-712-6439
代表 047-351-1111

保育施設ってどんなところ？

- ▶いつから保育施設に通えるの？
- ▶浦安市の認可保育施設のいろいろ

1

保育の認定ってなに？

- ▶保育施設に入所するための絶対条件

2

入所・転園のスケジュール

- ▶入所・転園までの流れ
- ▶令和 7 年 4 月入所スケジュール
- ▶令和 7 年 5 月
～令和 8 年 3 月入所スケジュール

3

申し込みに必要なものは？

- ▶利用申し込みに必要な書類

4

申し込みで気を付けたいこと

- ▶きょうだい同時に申し込むときは
- ▶育児休業から就労復帰するときは
- ▶出生前申請をするときは
- ▶浦安市外居住者が申し込むときは
- ▶浦安市民が市外保育施設に申し込むとき

5

申し込む前に確認しよう

- ▶申し込む前に確認したいこと

6

保育施設でかかるおカネの話

- ▶保育料について
- ▶延長保育料について
- ▶給食費について
- ▶保育料・給食費の支払い方法

7

認可保育施設 MAP&早見表

- ▶保育園・認定こども園・幼稚園 MAP
- ▶保育施設等の早見表

8

入所できる順番

- ▶受け入れ年齢別定員の一覧
- ▶利用調整の判定基準・点数表

9

申し込み・入園後の手続き

- ▶申し込み・入園後に手続きすること
- ▶申し込み後、保留となった場合
- ▶保育施設入園が決まった・通園中の方

10

浦安市 HP から検索！
「サイト内検索」または「広報ページ ID 検索」から
下のページ ID を入力してね！



ページ ID 一覧

1033673	申請書類一式 「利用申し込みに必要な書類のご案内」
1043477	令和 7 年度最新の空き状況 「令和 7 年度認可保育所・認定こども園・保育ママ・小規模 保育の空き状況および申請数」
1040777	令和 6 年度の結果 「(参考)令和 6 年度認可保育所・認定こども園・保育ママ・ 小規模保育の空き状況および申請数」
1000867	各認可保育施設のご案内 「認可保育所一覧」

いつから保育施設に通えるの？



施設によって異なるので、
よく確認しましょう！

1

保育施設ってどんなところ？

0歳児クラス(出生 57 日目～)

令和 6 年(2024)4 月 2 日
以降に生まれた子

1 歳児クラス

令和 5 年(2023)4 月 2 日
～令和 6 年(2024)4 月 1 日

2 歳児クラス

令和 4 年(2022)4 月 2 日
～令和 5 年(2023)4 月 1 日

3 歳児クラス 3 年保育(年少)

令和 3 年(2021)4 月 2 日
～令和 4 年(2022)4 月 1 日

4 歳児クラス 2 年保育(年中)

令和 2 年(2020)4 月 2 日
～令和 3 年(2021)4 月 1 日

5 歳児クラス 1 年保育(年長)

平成 31 年(2019)4 月 2 日
～令和 2 年(2020)4 月 1 日

園児の生活スケジュール(一例)

0～2 歳児クラス

- 7:00 開園時間
随時登園、視診、あそび
- 8:30 排泄(おむつ交換)、手洗い、おやつ
指導計画に基づく活動
- 10:00 排泄(おむつ交換)、手洗い
- 11:00 昼食、排泄(おむつ交換)、手洗い
- 12:00 午睡
- 14:30 起床、排泄(おむつ交換)、手洗い
- 15:00 おやつ
- 16:00 視診、排泄(おむつ交換)、手洗い、あそび
- 16:30 随時降園
- 19:00 閉園時間



3～5 歳児クラス

保育園など

- 7:00 開園時間
- 8:30 随時登園、視診
あそび、排泄、手洗い
- 10:00 指導計画に基づく
教育活動
排泄、手洗い
- 11:00 昼食準備、昼食
- 12:00 排泄、手洗い
- 13:00 午睡準備、午睡
- 14:30 起床、排泄、手洗い
- 15:00 おやつ準備、おやつ
- 16:00 視診、排泄、手洗い
あそび、降園準備
- 16:30 随時降園
- 19:00 閉園時間

幼稚園型認定こども園

- 7:30 保育受け入れ
- 9:00 登園
登園時の活動
手洗い、当番活動
指導計画に基づく教
育活動(遊びを通した
学びの時間)
- 11:30 片付け、排泄、手洗い
昼食
- 12:45 指導計画に基づく教
育活動(遊びを通した
学びの時間)
- 13:30 降園時の活動
- 14:00 降園(保育時間へ)
あそび
- 15:00 おやつ
あそび
- 16:30 随時降園
- 18:30 閉園時間

浦安市の認可保育施設のいろいろ



月 64 時間以上、家庭で保育できない理由があるため、日常的に預けたい！
そんなご家庭が利用できる施設です。

施設の種類の 5 種類あり、以下のとおりです。

すべての施設について、申し込み及び入所選考は浦安市で行います。

各施設によって、受け入れ年齢、規模、園庭の有無など、特色はさまざまです。

詳細は、後半のページでご確認ください。

保育施設ってどんなところ？



施 設 数	市立(市運営)7 施設 私立(民間運営)35 施設
受け入れクラス	0～5 歳児クラス めぶき保育園:0～2 歳児クラスのみ 海園の街保育園:0～3 歳児クラスのみ 2 施設ともに、卒園以降は、連携する認可保育施設に入園できます。
保 育 料 支 払 先	浦安市
特 徴	● 国の定めた設置基準を満たして、都道府県知事等に認可された保育園です。



施 設 数	私立(民間運営)1 施設
受け入れクラス	0～5 歳児クラス
保 育 料 支 払 先	事業者
特 徴	● 幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、教育・保育を一体的に受けられる施設です。 ● 浦安市の幼保連携型認定こども園は、2 号・3 号認定の児童のみ利用できる施設です。



施 設 数	市立(市運営)11 施設
受け入れクラス	3～5 歳児クラス
保 育 料 支 払 先	無償化につき支払なし
特 徴	● 幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、教育・保育を一体的に受けられる施設です。 ● 教育時間(午前 9 時～午後 2 時)のみ利用(1 号認定)の児童と保育時間も利用する(2 号認定)児童がいっしょになって学級を編成し、教育時間を過ごします。その前後の保育時間は、混合クラスでの保育となります。

小規模保育

施設数	私立(民間運営)7施設
受け入れクラス	0～2歳児クラス 3歳児クラス以降も保育が必要と認められる場合は、連携する認可保育所に入園できます。
保育料支払先	事業者
特徴	● 平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業(地域型保育事業)の1つとして新たに作られた事業です。 ● 利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で、きめ細やかな保育を行います。

保育ママ

施設数	私立(民間運営)5施設
受け入れクラス	0～2歳児クラス 富士見保育室・・・1～2歳児クラスのみ 3歳児クラス以降も保育が必要と認められる場合は、連携する市立幼稚園型認定こども園に入園できます。
保育料支払先	事業者
特徴	● 市が認定した保育ママの自宅で、家庭的な雰囲気の中で保育を行います。保育ママは、市内に在住する保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格を持つ方・子育て経験のある方・子育てに対する熱意と愛情のある方などで、市が行う研修や実習を修了し、市が認定した方です。 ● 保育ママの自宅近くにある市内認可保育所が「連携保育園」となっており、連携保育園での集団保育参加、定期健康診断、保育ママが病気等で保育できない場合の保育など、さまざまな支援を行っています。また、公立保育園の職員が「家庭的保育支援者」として、保育ママ宅を巡回し、相談や援助等を行っています。 ● 食物アレルギーにより対応が必要な場合は原則ご利用いただけません。保育ママ利用後にアレルギーが判明した場合は、保護者の方に弁当やおやつを持参していただきます。また、保育の際に、医療行為等の配慮または措置が必要な際は受け入れができません場合があります。

保育施設に入所するための絶対条件



保育施設の申し込みにあたって、児童の保育が必要であることの認定(＝保育認定)を受けていただく必要があります。

保育認定を受けるためには、月 64 時間以上、常態的に家庭で保育できない理由が必要です。

浦安市では、保育認定の申請を、保育施設の入所申し込みと同時に手続きすることができます。

保育認定は、「保育認定区分」、「保育必要量」、「保育を必要とする事由および有効期間」、の 3 つの項目に基づいて構成されます。

2

保育の認定ってなに？

1. 保育認定区分

児童の年齢や保育の希望の有無によって、1 号から 3 号までの区分があります。

2 号認定および 3 号認定は、保育施設の利用申込の際に必要ですが、入所を保証するものではありません。入所希望者が定員を上回る場合は、利用調整(選考)を行い、保育の必要性の高い方(＝点数の高い方)から内定します。

1 号認定	満 3 歳以上で、幼児教育を希望される方
2 号認定	満 3 歳以上で、保育を希望される方
3 号認定	満 3 歳未満で、保育を希望される方

2. 保育必要量

2 号認定・3 号認定では、家庭の就労実態などから「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。この区分は、保育料や延長保育料にも影響します。

保育標準時間	● 保護者ともにフルタイム勤務(通勤時間含めて月 120 時間以上)を想定し、1 日あたり 11 時間までの利用を基本とする区分です。 フルタイム勤務ではない方でも、保育短時間ではお迎えが間に合わない等の場合には保育標準時間に認定することもあります。 ● 保育標準時間の時間帯は、園によって異なります。 ● 就労実態などから最低限必要と認められる時間帯が利用時間となります(家庭によっては 11 時間に満たない場合や、11 時間を超える場合もあります)。 ● 保育標準時間の時間帯を超えての利用は、延長料金が発生します。
保育短時間	● 保護者いずれかがパートタイム勤務(64 時間以上 120 時間未満)を想定し、1 日あたり 8 時間までの利用を基本とする区分です。 ● 保育短時間の時間帯は園によって異なりますが、多くの園は 8:30～16:30 となっています。 ● 就労実態などから最低限必要と認められる時間帯が利用時間となります(家庭によっては利用時間が 8 時間に満たない場合や、8 時間を超える場合もあります)。 ● 保育短時間の時間帯を超えての利用は、延長料金が発生します。

3. 保育を必要とする事由および有効期間

保育を必要とする事由として認められるものは、以下のとおりです。いずれか 1 つ以上の事由に当てはまる必要があります。

有効期間は、事由ごとに設定された以下の期間、3 歳の誕生日の前々日、小学校就学前日のいずれかのうち、最も早く到達する期間で認定します。

事由が変更になった場合、届出をすることで引き続き在園できます。ただし、出産事由で入所した場合のみ事由変更はできません。

保育を必要とする事由		有効期間	保育必要量
就 労	常態として、ひと月において 64 時間以上の就労をしている方	就労している期間	標準時間 または 短時間
出 産	出産前後の休養のため保育することができない方	出産予定月の前 2 か月から、出産月の後 2 か月まで	標準時間 または 短時間
疾 病	疾病や負傷中の方	診断書上の療養期間	標準時間 または 短時間
障 が い	障がいのある方	資格喪失の月まで	標準時間 または 短時間
介 護	常態として、親族(同居・別居ともに申し込み児童からみて三親等以内)をひと月において 64 時間以上介護等している方	介護が必要な期間	標準時間 または 短時間
災 害	震災、風水害、火災等で家屋が失われまたは損傷を受け、その復旧に当たる方	復旧に必要な期間	標準時間 または 短時間
求 職 中	「就労」の要件を満たす仕事を探している方(起業の準備を含む)	● 新規入所・・・施設利用開始日から起算して 90 日間 ● 在園中・・・退職日の翌日から起算して 90 日間	短時間 のみ
就 学	常態として、ひと月において 64 時間以上の就学・技能習得のために通学している方(学校教育法に規定された学校や職業訓練校、その他就労につながる就学全般)	卒業または退学した月の末日まで	標準時間 または 短時間
育 児 休 業	育児休業中の方 ※すでに就労事由で在園している児童のみ対象	育児休業復職日または育児休業対象児童が満 2 歳になる月末まで、いずれか早い日まで	短時間 のみ
そ の 他	上記事由に類する状態にある方	必要な期間	標準時間 または 短時間

入所・転園までの流れ



1. 事前準備～結果発表

① 事前準備 	● 保育施設の見学 各施設で直接受付しています。方法や時期は異なりますので、各施設へお問い合わせください。 ● 入園希望日の検討 毎月 1 日から入園開始です。ご希望する月の受付期間にお申し込みください。 ● 申請書兼申込書の受け取り 浦安市ホームページからダウンロード可能です。 浦安市役所 2 階保育幼稚園課、市内の認可保育施設で配布しています。 ● 申込書一式作成・準備 すべての必要書類を揃えて、あらかじめ記入のうえ、お申し込みください。 ● 保育幼稚園課への事前相談 疾病や障がいなどで配慮が必要な場合は、申請をする前に保育幼稚園課へご相談ください。
② 申請・申し込み手続き 	● 入所申込・転園申請の手続き 入園希望月の申し込み締切日までに必ずご提出ください。 <u>書類が揃わない場合は、利用調整にかけることができないことがありますので、ご了承ください。</u> 新規入所申込、利用申請だけではなく、すでに申請した内容の変更や取下げも含めた利用調整に関する申請全般について手続きを受付しています。 ● 受付方法 ▶ <u>原則、郵送でお申し込みください。(締切日必着)</u> 送付先…〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1 浦安市役所 保育幼稚園課 認定・入園係宛 追跡可能な方法での郵送を推奨しています。(レターパック、特定記録、簡易書留など) 郵送の場合、締切日必着です。1 日でも遅れた場合、受付しかねますので、ご注意ください。 郵送受付した旨の電話連絡や通知は行いません。また、到着確認の電話もお答えしておりませんので、ご了承ください。 ▶ <u>マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請(新規申し込みのみ)</u> マイナポータルからの申請については、新規入所申込のみ申請可能です。必ずP9 の注意事項をご確認のうえ申し込みください。国が運営するマイナポータルページ(myna.go.jp)内の「手続きの検索・電子申請」で、都道府県を「千葉県」、市区町村を「浦安市」にして検索してください。申請方法に関する詳細はサイト内でご確認ください。 ▶ <u>窓口受付…浦安市役所 2 階 保育幼稚園課(午前 8 時 30 分～午後 5 時まで)</u> 市役所窓口での申請は、大変混雑します。郵送や電子申請にご協力ください。 ▶ <u>FAX・メールでは受付できません。</u>
③ 調査・ 利用調整会議	● 調査 書類の不備点検・整合性の確認を行い、利用調整基準点数表・利用調整基準点数調整表(P37～39 参照)に基づき点数付けをします。 ● 利用調整会議 利用調整会議で点数が高い方から利用内定を決定します。点数が同じ場合、基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準(P39 参照)で判定します。
④ 通知発送	● 通知発送 利用調整結果は初回のみ、全員に結果通知を送付します。なお、次回以降の結果については、利用内定の場合のみ送付します。 電話や来庁でのお問い合わせにも回答しています。

2. 利用内定となった場合

① 保育料決定通知送付

内定施設・事業所を利用する場合の保育料(保育料決定通知書)を登園開始までの間に自宅へ郵送します。

② 健康診断の受診

病院で健康診断を受診してください。受診料金は、自費でお支払いください。
病院の指定はございません。市内市外含め、どちらの病院で受診していただいてもかまいません。
幼稚園型認定こども園の場合、健康診断の受診は不要です。



③ 面接

内定した認可保育施設で面接をします。利用にあたっての注意・重要事項などをご説明します。
保育条件や実費徴収金などをふまえて、児童を預かる・預けるという双方の意思(合意)を確認します。
面接時には、保育認定事由が記載された支給認定証が必要になります。

④ 契約

幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育に内定した方は、教育・保育の提供について、各施設・事業者と直接契約をします。
認可保育所、幼稚園型認定こども園に入所する方は、利用の承諾書を市から利用施設を通じて配付します。



⑤ 登園開始

毎月1日から登園開始です。産休明け児童は、出生から57日目より月途中入園となります。
慣らし保育があります。日数は、児童の年齢、状況により様々です。内定施設へご確認ください。

⑥ 保育料納付書等の送付

認可保育所は、毎月中旬頃に保育料の納付書もしくは口座振替開始のお知らせを自宅へ郵送します。
それ以外の施設・事業所を利用の場合は、各施設・事業者の定める方法で、直接施設・事業者へお支払いください。

3. 利用保留となった場合

- ▶ 年度内(令和8年3月利用調整まで)に限り、次回以降も自動的に利用調整にかかります。書類の再提出は不要です。ただし、育休復帰、転職、勤務内容変更、同居者増減、認可外保育園通園開始、次子妊娠など、状況変更時にはP40の書類提出が必要です。
- ▶ 利用調整結果は、初回のみ送付します。次回以降の保留結果について、通知の発行をご希望の方は、結果日以降に、ちば電子申請サービスにて発行依頼をしてください。お電話での発行受付はおこないません。詳細は、P42をご確認ください。

令和 7 年 4 月入所スケジュール



浦安市では、認可保育施設の 4 月入所について、一次と二次の 2 回受付しています。
4 月二次は、4 月一次の結果、空きが出た施設について、利用調整を行います。
スケジュールやそれぞれの注意事項は、以下のとおりです。

4 月一次のスケジュール

受付期間	<申し込み受付期間> ◆郵送受付・電子申請 令和 6 年 10 月 22 日(火)～令和 6 年 11 月 15 日(金)(必着) ◆市役所窓口(土曜日・祝日を除く) 令和 6 年 11 月 8 日(金)～令和 6 年 11 月 15 日(金) <不備・不足書類受付期間> 令和 6 年 11 月 17 日(日)～令和 6 年 12 月 10 日(火) 申し込み受付期間中に申し込みした方で、書類の不備・不足があった場合は、上記受付期間に書類を揃えてご提出ください。この期間の新規申込は受付しませんので、ご注意ください。 <注意事項> ▶ 4 月の利用調整に限り、出生前の申請を受け付けます。詳しくは P20 をご覧ください。 ▶ 浦安市外在住で、里帰り出産と浦安市に在勤の方の申請は、一次申し込みはできません。二次申し込みから受け付けます。 ▶ 複数年度の入所申込をし、両方に内定が出た場合は、入園前にどちらかの園の内定辞退が必要です。転園申請の場合、先にいずれかの年度で転園決定後はもう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。
利用調整結果	令和 7 年 1 月 20 日(月)以降に郵送予定 ▶ 発送前に結果はお伝えできません。

4 月二次のスケジュール

受付期間	<申し込み受付期間> ◆郵送受付・電子申請 ◆市役所窓口(土曜日・祝日を除く) 令和 7 年 1 月 20 日(月)～令和 7 年 2 月 14 日(金)(必着) <注意事項> ▶ 不備・不足書類受付期間はありません。上記受付期間までに、すべての書類を揃えて提出してください。 ▶ 4 月の利用調整に限り、出生前の申請を受け付けます。詳しくは P20 をご覧ください。 ▶ 市外在住者の方など、すべての対象者について、受け付けます。 ▶ 複数年度の入所申込をし、両方に内定が出た場合は、入園前にどちらかの園の内定辞退が必要です。転園申請の場合、先にいずれかの年度で転園決定後はもう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。
利用調整結果	令和 7 年 3 月 10 日(月)以降に郵送予定 ▶ 発送前に結果はお伝えできません。 ▶ 4 月一次・二次ともに保留となった場合、4 月二次結果通知は自動的に発送いたしません。保留通知の発行をご希望の方は、結果日以降に、ちば電子申請サービスにて発行依頼をしてください。詳細は、P42 をご確認ください。

令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月入所スケジュール



受付期間 ◆郵送受付 ◆電子申請 ◆市役所窓口 (土曜日・祝日を 除く)	利用開始希望月	受付期間	
	令和 7 年 5 月	令和 7 年 2 月 12 日(水)	～ 4 月 10 日(木)
	令和 7 年 6 月	令和 7 年 3 月 11 日(火)	～ 5 月 9 日(金)
	令和 7 年 7 月	令和 7 年 4 月 11 日(金)	～ 6 月 10 日(火)
	令和 7 年 8 月	令和 7 年 5 月 12 日(月)	～ 7 月 10 日(木)
	令和 7 年 9 月	令和 7 年 6 月 11 日(水)	～ 8 月 8 日(金)
	令和 7 年 10 月	令和 7 年 7 月 11 日(金)	～ 9 月 10 日(水)
	令和 7 年 11 月	令和 7 年 8 月 12 日(火)	～ 10 月 10 日(金)
	令和 7 年 12 月	令和 7 年 9 月 11 日(木)	～ 11 月 10 日(月)
	令和 8 年 1 月	令和 7 年 10 月 14 日(火)	～ 12 月 10 日(水)
	令和 8 年 2 月	令和 7 年 11 月 11 日(火)	～ 令和 8 年 1 月 9 日(金)
	令和 8 年 3 月	令和 7 年 12 月 11 日(木)	～ 令和 8 年 2 月 10 日(火)
	<注意事項> ▶ 出生前の申請は受け付けておりません。出生届提出後、お申し込みください。 ▶ 上記受付期間は新規利用申請、転園申請のみに適用するものではなく、すでに申請した内容の変更や取下げも含めた利用調整に関する申請全般にかかるものです。		
	利用調整結果 前月 20 日頃に郵送予定 ▶ 発送前に結果はお伝えできません。 ▶ 利用調整結果は、初回のみ送付します。次回以降の結果については、利用内定の場合のみ送付します。保留中の方で、保留通知の発行をご希望の方は、結果日以降に、ちば電子申請サービスにて発行依頼をしてください。詳細は、P42 をご確認ください。		

3

入所・転園のスケジュール

マイナポータル(ぴったリサービス)による電子申請にて申し込みされる方へ

以下の注意事項及び別紙「【電子申請】保育所等入所申し込みにおける注意事項」を必ずご確認のうえ、申請してください。

■ 新規申請受付のみ申請可能

すでに浦安市内の認可保育所等を利用中の方の転園申請や、すでに申請した内容の変更は、電子申請では受付できません。

※ 転園申請をご希望の方、申請内容に変更がある方は、郵送申請してください。

■ 希望施設

「【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい」は無効とします。

※ 希望施設に記載の無い園には内定が出ません。きょうだい異なる希望施設・順位を希望する場合は、電子申請では受付できません。郵送申請してください。

■ きょうだいの希望条件

「優先児童あり」を選択した場合、指定できる優先児童は 1 人のみです。「上記以外の希望条件」は無効とします。

※ 優先児童を 2 人以上指定した場合は、1 人に変更していただきます。

※ 必ず所定の選択肢からきょうだいの希望条件を選択してください。

利用申し込みに必要な書類



認可保育施設の申し込みに必要な書類は、以下のとおりです。家族構成や家庭の状況などにより、必要な書類は異なりますので、よくご確認のうえ、書類をすべて揃えて提出してください。

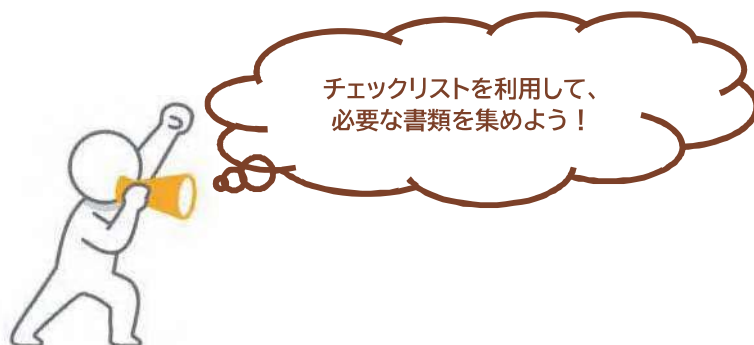
原則 全員必須	① 浦安市保育所申し込み受付チェックリスト 令和 7 年度用をご利用ください。必要な書類を確認することができるものです。提出書類が漏れることのないようご確認ください。
必須	② 保育所等入所申込書または転園申請書 令和 7 年度用をご利用ください。記載事項に漏れのないようお願いします。
新規のみ 必須	③ 個人番号(マイナンバー)提出用紙 申し込みにあたり、同居者全員のマイナンバーが確認できる書類の提出が必要です。
保護者 必須	④ 保育の必要性の認定に係る証明書 申請児童の保育が必要であることを確認するための書類です。保護者全員分及び、18 歳以上 64 歳未満の同居者全員分が必要です。
家庭ごと	⑤ 状況により必要な書類 家庭の状況、児童の状況によって提出が必要な書類です。
家庭ごと	⑥ 課税(非課税)証明書などの税書類 保育料の算定や、同点の場合の判定基準に必要な書類です。
転入予定 必須	⑦ 転入予定の方が追加で必要な書類 保育所入所日の前日までに浦安市へ転入することを証明するために必要な書類です。

① 浦安市保育所申し込み受付チェックリスト

必要な書類を確認することができるものです。提出書類が漏れることのないよう必ずご確認ください。

● 浦安市保育所申し込み受付チェックリスト(浦安市様式)

提出が必要な方	原則、全員
注意事項	必ず、令和 7 年度浦安市様式をご使用ください。 きょうだい同時に申し込みする場合は、1 部のみ提出で構いません。 窓口申請、マイナポータル(ぴったリサービス)による電子申請をする場合は、提出不要です。



② 保育所等入所申込書または転園申請書

記載事項に漏れのないようお願いします。

● 保育所等入所申込書(浦安市様式)	
提出が必要な方	新規申請児童 1 人につき 1 枚
注意事項	必ず、令和 7 年度浦安市様式をご使用ください。記載事項は、「申込書の書き方」をご覧ください。 申請児童 1 人につき 1 部必要です。2 人以上で同時に申請する場合は、内定条件を決める必要があります。市外の認可保育施設からうつる場合も新規申請です。 マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請をする場合は、不要です。

● 転園申請書(浦安市様式)	
提出が必要な方	申請する在園児童 1 人につき 1 枚
注意事項	必ず、令和 7 年度浦安市様式をご使用ください。記載事項に漏れのないように記入してください。申請児童 1 人につき 1 部必要です。2 人以上で同時に申請する場合は、内定条件を決める必要があります。 転園申請書は、市内の認可保育施設在園児が、別の認可保育施設へ入所を希望する場合のみ使用する用紙です。市外の認可保育施設や 1 号の認定を受けている方は、入所申込書をご使用ください。 マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請はできません。

③ マイナンバー(個人番号)提出用紙<新規申し込みの方>

番号法の施行に伴って、保育施設の利用を希望する方は、マイナンバーの提示が必要です。以下 3 点の書類をご用意ください。

● マイナンバー(個人番号)提出用紙(浦安市様式)	
提出が必要な方	新規入所申し込みの方のみ
注意事項	保護者全員、申請児童、同居者全員のマイナンバーを記入してください。 きょうだい同時に申し込みする場合は、1 部のみ提出で構いません。
提出用紙に添付する書類	● マイナンバーが確認できる書類
	提出が必要な方 提出用紙に記入した方全員分
	書類例 マイナンバーカード(個人番号カード)の写し 通知カードの写し マイナンバーが記載された住民票の写し
	注意事項 提出用紙に記入した方全員それぞれ、書類例のいずれか 1 通の写しを準備し、提出用紙に添付してください。 市外から転入予定の方は、住民票をご用意ください。
	● 本人確認書類
	提出が必要な方 保護者のうち 1 人分(どちらでも可)
	書類例 ➢ 顔写真付きの場合…1 通 個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、療育手帳、在留カード など ➢ 顔写真なしの場合…2 通 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書 など
	注意事項 提出用紙に添付してください。

④ 保育の必要性の認定に係る証明書

申請児童の保育が必要であることを確認するための書類です。保育を必要とする事由が複数ある場合は、あてはまるすべての書類をご提出ください。

浦安市様式と記載がある書類は、必ず所定の様式を使用してください。浦安市ホームページからダウンロードできます。(浦安市 HP 検索 ID:1033673)

提出が必要な方		保護者全員 18 歳以上 64 歳未満の同居者 (生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日の方)
保育を必要とする事由	◆就労中 ◆就労内定 ◆育児休業から復帰し 就労予定	➤ 固定就労の方 ● 就労証明書(浦安市様式) ➤ 変則就労の方 ● 就労証明書(浦安市様式) ● 1 か月分のシフト表 ➤ 自営業の方 ● 就労証明書(浦安市様式) ● 下記いずれかの書類 「直近の確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止届出書」、「業務受託契約書」、「売上・報酬の記録(通帳等)」、「事業所の賃貸借契約書」などの写し ➤ 事業専従者の方 ● 就労証明書(浦安市様式) ● 給与の支払いが分かる書類 「専従者給与が確認できる確定申告書の写し」など ※その他の就労形態の方はご相談ください。
	◆出産予定	● 母子健康手帳表紙の写し ※ 写しの余白欄に出産予定日をご記入ください。
	◆疾病	● 診断書(浦安市様式)
	◆障がい	● 障害者手帳の写し
	◆介護・看護	● 介護状況報告書(浦安市様式) ● 被介護者・看護者の状況が分かる以下いずれかの書類 「診断書(浦安市様式)」「介護保険被保険者証の写し」「障害者手帳」「療育手帳」など
	◆就学	● 就学状況報告書(浦安市様式) ● 在学証明書 ● 時間割表(曜日と時間が分かるもの)
	◆求職	申請時、証明書不要
注意事項		すべての書類の有効期限は、 <u>証明日から 6 か月</u> としています。 保護者の書類がない場合、求職中として扱うため、利用調整上不利になります。 18 歳以上 64 歳未満の同居者の書類がない場合、利用調整において、1 人につきマイナス 1 点となります。

⑤ 状況により必要な書類

保護者・同居者・申請児童など、次の状況に該当する方全員分の必要書類を提出してください。

● 在園・通園証明書(浦安市様式)	
提出が必要な方	認可外や一時預かり非定型保育、私立幼稚園に通園中の申請児童
注意事項	認可の保育施設に入所中の方は、不要です。 有償でひと月 64 時間以上預け入れていることを常態としている場合は点数+1 点です。
● 在留カード(表裏)の写し	
提出が必要な方	外国籍の方全員
注意事項	資格外活動許可欄の記載がない場合は、資格外活動許可証の写しも必要です。
● 単身赴任辞令の写し	
提出が必要な方	単身赴任中または予定の保護者
注意事項	就労証明書に記入があれば不要です。点数+5 点です。
● 解雇・倒産が証明できる書類	
提出が必要な方	世帯・生計中心者が解雇・倒産した方
注意事項	写しでも可です。保育必要事由が求職中の場合は点数+1 点です。
● 生活保護受給証明書	
提出が必要な方	生活保護受給中の世帯
注意事項	社会福祉課で受領してください。点数は+7 点です。
● 障害者手帳の写し	
提出が必要な方	障がいがあり、手帳を取得している方
注意事項	世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満で保育料無料、給食費免除となります。
● 離婚調停中であることが分かる書類の写し	
提出が必要な方	離婚調停中・裁判中の方
注意事項	裁判所が受理した「調停申立書」または「事件係属証明書」または「呼出状」いずれかの写しを提出してください。かつ、配偶者と世帯及び住所が異なり、同居していなければ、別居とみなし「ひとり親」扱いとなります。その場合は、別居配偶者の書類の提出は不要です。
● 出生前申請に係る同意書(浦安市様式)	
提出が必要な方	出生前申請をする方
注意事項	4 月入所申し込みに限り、受け受けます。詳しくは、P20 をご確認ください。

⑥ 課税(非課税)証明書などの税書類

保育料の算定や、同点の場合の判定基準に必要な書類です。

● 令和 6 年度市区町村民税課税(非課税)証明書

提出が必要な方	令和 6 年 1 月 1 日の住所地が浦安市以外の保護者全員 令和 7 年 4 月から 8 月の入所申し込みをする場合
---------	--

● 令和 7 年度市区町村民税課税(非課税)証明書

提出が必要な方	令和 7 年 1 月 1 日の住所地が浦安市以外の保護者全員
注意事項	各年度の 1 月 1 日に住民票があった市区町村で取得してください。 令和 7 年度分は、令和 7 年 6 月以降に取得できる書類です。 給与所得のみ、かつ配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除などの控除がない場合は、特別徴収税額決定通知書の写しでも可です。 収入が無い場合も税の申告が必要です。税額の確認ができない場合、保育料の額を最高額とみなして算定します。 提出期限までに税書類をご提出いただけない場合、利用調整点が同点の時に不利になる可能性があります。 住民税および所得税の修正申告を行った場合は、その後の保育料の額が変更になる場合がありますので、修正申告書の控(写し可)を速やかに提出してください。

● 海外収入を証明する書類

提出が必要な方	令和 5 年(2023 年)1 月～12 月、令和 6 年(2024 年)1 月～12 月の期間に、海外での収入がある保護者全員
注意事項	収入から見込みで算出した市民税で保育料を算定します。 収入がない場合、扶養となっている場合は、その旨を記載した書類を提出してください。それ以外の方はご相談ください。

⑦ 転入予定の方が追加に必要な書類

保育所入所日の前日までに浦安市へ転入することを証明するために必要な書類です。転入予定で申し込みされる方は、必ず P21 をご確認ください。

● 浦安市の転入先の住所、引き渡し日が分かる契約書の写し

提出が必要な方	浦安市に転入予定の方全員
書類例	➤ 売買契約書の写し ➤ 賃貸借契約書の写し ➤ 転入申立書(浦安市様式、任意様式でも可)
注意事項	契約が済んだ契約書の写しに限ります。ただし、4 月入所一次申込のみ転入先の住所が決まっている場合は、契約途中の書類でも受け付けます。 実家に転入や、勤務先の借上げ物件に居住するなど、保護者が契約をしない物件に転入する場合は、物件の所有者または、賃貸借契約者に転入申立書を作成してもらってください。 引き渡し日は、入所申し込み月の前月末までであることが必要です。

● 世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票(写しでも可)

提出が必要な方	保護者、申請児童、同居者全員
注意事項	③の本人確認と重複する場合は、1 部のみ添付してください。

参考:申し込みに必要な書類一覧

必要書類		市様式	新規	転園	対象者	必要部数
基本書類	令和7年度入所申込書	あり	◎	—	申請児童	1人1部
	令和7年度転園申請書	あり	—	◎	申請児童	1人1部
	マイナンバー(個人番号)提出用紙	あり	◎	—	申請児童	世帯で1部
	番号確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード)の写し マイナンバー通知カードの写し マイナンバーが記載された住民票の写し	— — —	◎ —	家族全員	いずれか1部
	本人確認書類	運転免許証の写し	—	◎ —	保護者1人	いずれか1部
		パスポートの写し	—			
		障害者手帳の写し	—			
		療育手帳の写し	—			
		在留カードの写し	—			
		公的医療保険の被保険者証の写し	—			いずれか1部
		介護保険被保険者証の写し	—			
		国民年金手帳の写し	—			
		児童扶養手当証書の写し	—			
	浦安市保育所申込み郵送受付チェックリスト		あり	○	申請児童	世帯で1部
保育事由	就労	就労証明書	あり	○	保護者、同居人	各1部
		1か月分のシフト表	—	○	変則就労の方	各1部
		直近の確定申告書の写し	—	○	自営業の方	いずれか1部
		税務署に提出した個人事業の開業・廃止届出書の写し	—			
		業務受託契約書、売上・報酬の記録(通帳等)の写し	—			
		事業所の賃貸借契約書の写し	—			
		事業専従者給与が確認できる確定申告書の写し	—	○	事業専従者の方	各1部
	出産	母子健康手帳表紙の写し	—	○	保護者 出産予定の方	1部
	障がい 疾病	診断書	あり	○	保護者、同居人 疾病の方	いずれか1部
		障害者手帳の写し	—		保護者、同居人 障がいの方	
	介護	介護状況報告書	あり	○	保護者、同居人 介護する方	1部
		診断書	あり	○	被介護者 看護者	いずれか1部
		介護保険被保険者証の写し	—			
		障害者手帳	—			
		療育手帳	—			
	就学	就学状況報告書	あり	○	保護者、同居人 就学する方	1部
		在学証明書	—	○		1部
		時間割表(曜日と時間が分かるもの)	—	○		1部
状況により必要な書類	在園・通園証明書		あり	○	申請児童	1部
	在留カード(表裏)のコピー		—	○	家族全員	1部
	辞令のコピー(就労証明書に記入があれば不要)		—	○	保護者	1部
	解雇・倒産が証明できる書類		—	○	保護者	1部
	生活保護受給証明書		—	○	家族全員	世帯で1部
	通園証明書と廃園される(された)ことを証する書類		—	○	申請児童	1部
	障害者手帳のコピー		—	○	家族全員	1部
	出生前申請に係る同意書		あり	あり	出生前申請児童	各1部
	離婚 調停 中	裁判所が受理した「調停申立書」	—	○	保護者	いずれか1部
		裁判所が受理した「事件係属証明書」	—			
		裁判所が受理した「呼出状」	—			
税書類	令和6年度市区町村民税課税(非課税)証明書(市外)		—	○	保護者全員	各1部
	令和7年度市区町村民税課税(非課税)証明書(市外)		—	○	保護者全員	各1部
	海外での収入を証明する書類		—	○	保護者全員	各1部
転入予定	転入が分かる書類	売買契約書の写し	—	○	転入予定の方	いずれか1部
		賃貸借契約書の写し	—			
		転入申立書	あり			
	世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票(写し)		—	○		1部

◎…全員必須書類、○…該当者、必須書類

きょうだい同時に申し込むときは



きょうだいで同時に申し込みするときは、いくつか注意点があります。

申し込みのときに必要な書類

入所申込書・転園申請書は、児童ひとりにつき 1 枚提出が必要です。

ただし、就労証明書など添付書類については、原本は 1 部、きょうだいの分はコピーを添付し、提出していただければ受け付けます。

内定するときの条件を決める

きょうだいで同時に申請するときには、内定条件を決める必要があります。

浦安市では、全部で 6 種類の条件があります。

指定する条件以外は受け付けることができませんので、ご注意ください。

① 同時のみ、同園のみ

きょうだい同時に、かつ、同じ保育施設に入れるときのみ、内定となる条件です。
きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。

② 同時のみ、別園 OK

きょうだい同時に、かつ、できるだけ同じ保育施設希望だが、別の保育施設になっても構わない場合に、内定となる条件です。
きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。

③ 同時のみ、希望順位優先

きょうだい同時に、かつ、希望順位の順番で、内定となる条件です。
きょうだいで、希望施設、希望順位を同じにする必要はありません。

④ 1 人内定 OK、同園のみ

1 人でも内定にしたい、かつ、同じ保育施設に入れるときのみ、内定となる条件です。
きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。
先に決めなければならない児童がいる場合のみ、優先する児童を指定してください。

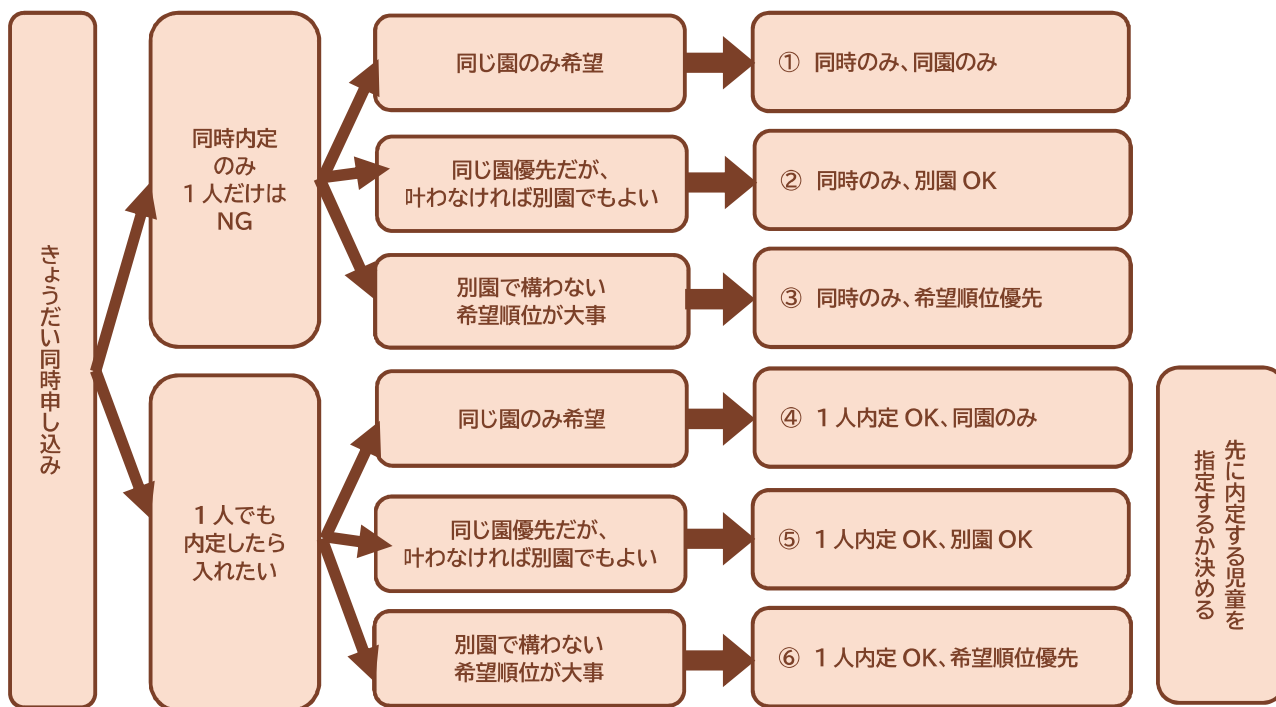
⑤ 1 人内定 OK、別園 OK

1 人でも内定にしたい、かつ、できるだけ同じ保育施設希望だが、別の保育施設になっても構わない場合に、内定となる条件です。
きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。
先に決めなければならない児童がいる場合のみ、優先する児童を指定してください。

⑥ 1 人内定 OK、希望順位優先

1 人でも内定にしたい、かつ、希望順位の順番で、内定となる条件です。
きょうだいで、希望施設、希望順位を同じにする必要はありません。
先に決めなければならない児童がいる場合のみ、優先する児童を指定してください。

きょうだい条件の決め方と注意事項



■ きょうだい同時内定限定か、1人でも入れたいか決める

1人だけ内定が決まった場合も、入所後は保育を必要とする事由を満たしていることが必要です。

1人だけ入所した場合は、育児休業から復帰できないなど、入所後に保育を必要とする事由を満たすことが困難であれば、同時内定限定にする必要があります。

■ きょうだいで同じ園優先か、別々の園でもよいか決める

同じ園優先の場合は、きょうだい全ての希望園と希望順位を一致させる必要があります。

左記ページの6種類の条件のうち、①②④⑤のいずれかを選択する場合、希望園を一致させないと、複数園の同園内定がでたときに、希望順位が判断できないため受付できません。

■ 1人でも入れたい場合、先に入れたい子を指定するか決める

指定した場合は、指定されなかった方の子のみ内定が出る状況になっても、内定を出しません。

指定しない場合は、きょうだいどちらかに内定が出る状況であれば、その子が内定となります。

指定した子の内定が出ないと、指定されなかった子に内定を出したくない場合にのみ、優先児童を指定してください。

1人内定した場合、保留となった児童の対応について

きょうだい条件を④～⑥にして児童1人が内定となった場合、保留となった児童は、翌月以降、以下のとおり入所選考(利用調整)を行います。変更希望の方は、各月の締切日までに変更届を提出してください。

- 「④ 1人内定 OK、同園のみ」 ➡ 次の利用調整から内定施設のみで利用調整を行います。
- 「⑤ 1人内定 OK、別園 OK」 ➡ 次の利用調整から内定施設を第1希望に希望順位を変更して、利用調整を行います。
- 「⑥ 1人内定 OK、希望順位優先」 ➡ 希望順位・希望園は変更せず、利用調整を行います。

育児休業から就労復帰するときは



雇用保険上の育児休業中の方のお申し込みについて、いくつか注意していただきたいことがあります。ご確認のうえ、申し込みしてください。

育児休業からの復職条件

雇用保険上の育児休業から復職することを条件に、保育所入所申し込みをされた方は、以下すべての条件を満たして、復職する必要があります。条件を満たさず復職した場合や復職せず転職した場合は、内定辞退・退園となりますので、ご注意ください。



■ 同じ事業所に復職すること

必ず、育児休業を取得した事業所へ復職してください。

同じ契約時間であっても、育児休業を取得した事業所に復職せず退職し、別の会社へ転職する場合は、育児休業からの復職条件にあてはまりません。

必ず、入所申し込みのときに提出した就労証明書に記載されている事業所に、復職してください。

ただし、事業所が倒産や閉鎖してしまった場合、派遣先が見つからないなどの、会社都合により復職できない場合には、この限りではありません。保育幼稚園課までご相談ください。

■ 同じ雇用契約上の就労時間数で復職すること

必ず、入所申し込みのときに提出した就労証明書と就労時間数と同じまたはそれ以上の時間数で復職してください。

雇用契約時間数が減ってしまった場合、内定辞退または退園となります。ただし、会社都合により同じ時間数で復職できない場合には、この限りではありません。保育幼稚園課までご相談ください。

なお、育児短時間勤務制度を利用しても、問題ありません。ただし、制度を利用する場合は、以下の点にご確認ください。

- ◎ 雇用契約上の就労時間は変更しないでください。
- ◎ 育児短時間勤務に伴う就労時間は、就労証明書の「育児短時間勤務の方用」の欄に記載してください。
- ◎ 入所申し込みの時に、制度を利用するか決定しておく必要はありません。

■ 利用開始月の翌月 10 日までに復職すること

上記 2 点の要件を満たしたうえで、利用開始月の翌月 10 日までに復職してください。産明け 57 日目から入所する方も同様です。入所児童の体調不良などにより、慣らし保育が延長しても、復職期限は変わりませんので、ご注意ください。

【復職日例】 4 月利用開始の場合、5 月 9 日まで育児休業、5 月 10 日復職が期限

育児休業給付金に伴う保育所保留通知の取り扱いについて



雇用保険法施行規則の省令改正に伴い、令和7年4月1日から「育児休業給付金の延長申請を行う際の手続きが厳格化」されました。

今後、育児休業中の方で、入所申し込みする場合は、以下の点にご留意ください。

育児休業の延長に関する詳細については、育児休業・育児休業給付金の申請先に確認してください。

- 入所選考(利用調整)の結果が保留になることを希望する申請は、受け付けしません。
- 保育幼稚園課では、育児休業給付金の延長申請に関する判断はできません。
必要な月など詳細については、育児休業・育児休業給付金の申請先に確認してください。
- 入所選考(利用調整)のうえで不利になるような内容の相談は一切受け付けません。
例：入所選考(利用調整)での点数の下げの方法、入所ににくい希望園など
- 入所内定後、内定辞退しても、保留通知は発行できません。
- 入所保留後の入所選考(利用調整)について
入所保留後、入所申し込みの取り下げ申請をしない限り、年度いっぱい入所選考(利用調整)を行います。
入所選考(利用調整)が不要となった場合は、受付期間内に取り下げ届を提出してください。
- 入所申込書の写しは、入所申し込み前に保護者自身でご準備ください。
市役所受付印を押印した後の申込書の写しが必要な方は、交付申請が必要です。
ちば電子申請サービスより電子申請してください。
左記二次元コードよりアクセスできます。
申請から 2 週間以内に、ご自宅宛てへ郵送いたします。
https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35950

二次元コード



出生前申請をするときは



4 月(一次・二次)の利用調整に限り、出生前申請を受け付けます。

出生前申請が可能な児童

令和 7 年 3 月 4 日(火)までに出生予定の児童

保育園の利用開始日は、出生日の翌日から 57 日目です。(日・祝日の場合は翌平日)

出生前申請に必要な書類

原則、P10～15 の必要な書類を揃えてください。注意事項とそれ以外に必要な書類は以下のとおりです。

● 保育所等入所申込書(浦安市様式)

申請児童欄	■ 氏名……………《(母の氏名)ベイビー》と記載してください。 注記:利用調整結果通知は、《(母の氏名)ベイビー》で通知します。 ■ 生年月日……………《出産予定日》を記載してください。 ■ 年齢……………《0》と記載してください。 ■ 性別……………出産予定の性別に丸をつけてください。 注記:未確認の場合は未記載のままで構いません。 ■ 就労・通学・通園先の名称…申し込みのときは、記載しないでください。 ■ マイナンバー……………申し込みのときは、記載しないでください。
申請児童の健康状態等	申し込みのときは、記載しないでください。
児童の保育状況	申し込みのときは、記載しないでください。

● 母子健康手帳の表紙の写しに出生予定日を記載したもの

記載箇所の指定はありません。

令和 7 年 3 月 5 日以降に出生予定の児童は、出生後にお申し込みください。

● 出生前申請に係る同意書(浦安市様式)

同意書の内容をよくご確認のうえ、作成してください。

出生後の手続き

出生届提出後、すみやかに保育幼稚園課窓口以下に以下の書類を提出してください。

- 支給認定変更申請書・申請内容変更届出書*出生前申請用
- 母子健康手帳の出生届出済証明の写し

出生前申請に伴う注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、利用調整の結果、内定しても 4 月中の入所ができないため、内定を辞退していただきます。

『内定辞退届』を令和 7 年 3 月 31 日(月)までに保育幼稚園課窓口まで提出してください。

- 令和 7 年 3 月 4 日(火)までに生まれなかった場合
- 出生後の健康状態により 4 月からの集団生活が困難と判断された場合
- 出生後の手続きが令和 7 年 3 月 31 日(月)までに完了していない場合

浦安市外在住者が申し込むときは



浦安市外在住の方が、申し込みするときは、浦安市保育幼稚園課へご連絡ください。
世帯状況や就労状況、転入予定の有無、里帰り出産等の状況をお伝えのうえ、申し込み内容をご確認ください。

浦安市に転入予定の方

申し込み期間	P8、P9 に記載している各月の受付期間をご参照ください。 郵送で提出する際は、期限までに必着となりますのでご注意ください。
申請先	浦安市保育幼稚園課
利用申し込みに必要な書類	P10～15 に記載している必要書類をご参照ください。指定されている書類については、すべて、浦安市様式で提出してください。特に下記書類は必須です。 ● 浦安市保育所申し込み受付チェックリスト(令和 7 年度利用調整用) ● 浦安市の転入先の住所、引き渡し日が分かる契約書の写し ● 世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票(写しでも可)
転入後に必要な手続き	<u>入所月の前月末日までに、浦安市役所市民課で転入手続きをしてください。</u> <u>転入手続きが間に合わない場合は、内定取り消しとなりますのでご注意ください。</u>

浦安市で里帰り出産予定の方、または浦安市に勤務先がある方

申し込み期間	P8、P9 に記載している各月の受付期間です。 ただし、受付期間は、居住する自治体経由で浦安市に必着となります。時間に余裕をもって、締切日より 10 日程度前までにはご提出ください。 なお、浦安市民の利用が優先となるため、4 月一次の申し込みは受け付けません。
申請先	浦安市保育幼稚園課
利用申し込みに必要な書類	P10～15 に記載している必要書類をご参照ください。 必要書類の様式は、現在住民登録がある市区町村指定の書式でご用意ください。 現在住民登録がある市区町村で発行された「保育支給認定証」をお持ちの場合は、あわせてご提出ください。
利用調整の基準	浦安市民の利用調整終了後に、空きがある場合のみ利用調整をします。
注意点	浦安市に勤務先がある方の申し込みは、申し込み時点で就労している必要があります。就労内定では、受け付けられません。

～浦安市民が市外の認可保育施設に申し込むときは～



市区町村によって、利用条件、必要書類、利用調整の方法などが異なりますので、お申込の前に、利用希望施設のある市区町村の担当課に、次の事項を必ず確認してください。

確認事項	申込条件、申込期限、申込書類、希望施設の空き状況、申し込みする際の注意点
注意点	世帯状況や就労状況とともに、住民票は現在浦安市にあること(転出予定の有無)、希望する施設が自宅や勤務先に近い、里帰り出産等の状況を必ず伝えてください。

■ 浦安市から転出される方の必要な手続き

住民票の異動と、転出先自治体の住民としての申請が必要です。詳細は、転出先自治体にお問合せください。

申し込む前に確認したいこと



入所申し込み・転園申請を提出する前に、必ず以下の内容を確認してください。
提出後は、以下の内容を承諾したものとさせていただきますので、ご了承ください。

申し込み・利用調整に関すること

☐	できるだけ、施設の見学を事前に済ませてください。 保育内容・状況・開所時間等をご了承いただいたうえで申し込みください。
☐	病気や発育状況、食物アレルギー等で気になることがある場合は、申請前にご相談ください。 保育施設の受け入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合もあります。
☐	医療的ケア(喀痰吸引・経管栄養・導尿など)を必要とする児童は、必ず事前に保育幼稚園課へご相談ください。
☐	入所申し込みに必要な書類は、受付期間締切日までに必ず提出してください。 書類の提出がない場合は、保育の必要性の確認ができないため、利用調整が不利になることがあります。
☐	育児休業中の利用申込は、利用開始月の翌月 10 日までに申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職していただくことが条件になります。
☐	利用開始後、90 日以内に就労を開始して、就労証明書を提出してください。 提出がない場合は、退園となります。 たとえば、4 月利用開始の場合、6 月 29 日までに就労開始済みの就労証明書の提出が必要です。 6 月 30 日からの採用内定は不可となります。
☐	出産要件で保育園に在園できる期間は、最長で出産予定月の 2 か月前から、出産月の 2 か月後までです。その後の継続在園はできません。
☐	18 歳以上 64 歳未満の同居者で、保育の必要性の認定に係る証明書(就労証明書など)の提出がない場合、利用調整基準調整点が 1 人につきマイナス 1 点になります。 利用日が属する年度の初日時点の年齢・生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日の方です。
☐	今回の利用調整申請の有効期限は年度内です。

入所内定した後にすること

☐	入所申し込みの内容が事実と異なる場合、保育認定や入所内定・決定を取り消すことがあります。
☐	入所内定時、入園日前日までに入園面接を受けられない場合は、入所内定が取り消しになる可能性があります。
☐	自己都合により内定辞退される場合は、年度内は利用調整基準調整点がマイナス 10 点になります。 内定辞退をされた施設・事業を含めてすべての施設・事業を再度希望することができます。
☐	転園内定した場合、現在通園されている保育施設に空きがあっても、元の保育施設へ戻ることはできません。 転園の必要がなくなった場合は、速やかに取下届を提出してください。

入園した後に関すること

☐	入園当初は、全クラス年齢の児童について、保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。慣らし保育期間は、年齢・施設によって異なりますので、各保育施設へご確認ください。
☐	申し込み後・入園後、家庭や仕事の状況に変更があった場合は、必ず P40 に記載されている書類を提出してください。
☐	保育に必要な事由がなくなった場合は、保育認定が取り消しとなり、退園となります。速やかに浦安市保育幼稚園課または保育施設へ退所届を提出してください。

保育施設に関すること

☐	各保育施設について、改修や建て替えの工事、周辺地域の状況変化などがある可能性があります。直接、各施設へお問い合わせください。
☐	《保育ママ》 食物アレルギーにより対応が必要な場合は原則ご利用いただけません。 児童の保育の際に、医療行為等の配慮または措置が必要な際は受け入れができない場合があります。
☐	《ベネッセ海園の街保育園》は、4 歳児クラス以降、渋谷教育学園浦安こども園に進級となります。
☐	《小規模保育園、保育ママ、めぶき保育園》は、3 歳児クラス以降、各連携園へ進級となります。

保育料について



保育料の算定について(0歳から2歳児クラス)

保育料は、前年度または現年度の市区町村民税額(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの適用前の税額)をもとに算定します。

保護者全員の市民税所得割額(※)を合算した額に該当する下記基準額表の階層が、毎月の保育料額となります。

保育料の切り替え時期は、毎年9月分からとなります。したがって、4月分～8月分の保育料は「令和6年度分(前年度分)の市区町村民税額」により算定し、9月分以降は「令和7年度分(当年度分)」により算定します。

※ 市民税所得割額・・・配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの適用前の税額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市区町村民税額に基づく保育料					当年度の市区町村民税額に基づく保育料						

令和7年度保育料徴収基準額表(月額)

階層	市民税の所得割額	0～2歳児クラス	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	非課税世帯	0円	0円
C	均等割のみ世帯	5,800円	5,700円
D1	5,500円未満	6,850円	6,730円
D2	5,500円以上 48,500円未満	8,100円	7,960円
D3	48,500円以上 50,300円未満	9,000円	8,840円
D4	50,300円以上 57,600円未満	10,950円	10,760円
D5	57,600円以上 66,500円未満	13,500円	13,270円
D6	66,500円以上 84,400円未満	18,800円	18,480円
D7	84,400円以上 102,400円未満	25,400円	24,960円
D8	102,400円以上 120,500円未満	32,350円	31,800円
D9	120,500円以上 138,300円未満	36,990円	36,360円
D10	138,300円以上 169,000円未満	42,320円	41,600円
D11	169,000円以上 174,400円未満	47,650円	46,830円
D12	174,400円以上 192,400円未満	48,480円	47,650円
D13	192,400円以上 210,400円未満	49,310円	48,470円
D14	210,400円以上 228,500円未満	50,140円	49,280円
D15	228,500円以上 267,500円未満	50,980円	50,110円
D16	267,500円以上 327,500円未満	51,490円	50,610円
D17	327,500円以上	52,000円	51,110円

保育料の軽減について

世帯の状況が下記に該当する場合は、保育料が軽減されます。

世帯状況	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
2 人以上の児童がいる世帯 (年齢制限なし)	軽減なし	半額 (10 円未満切り捨て)	無料
ひとり親世帯等※ かつ 世帯所得割 77,101 円未満	全員無料		

※ ひとり親世帯等とは…ひとり親世帯または以下の手帳もしくは証書を所持する方がいる世帯です。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書

その他の注意事項

- 3 号から 2 号に認定変更した場合の保育料について、年度当初の年齢により、保育料が異なります。年度途中で 3 号から 2 号に認定が変更した場合でも、その年度末までは「2 歳児」としての保育料を納付していただきます。
- 保育所、幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育は同一の保育料です。
- 市内在住で生活保護を受けている方は、児童 1 人当たり月額 2,700 円を限度に、園での実費徴収額の補足給付が受けられます。給付の対象となる費用は、認可保育所などで必要な経費であって、日用品、文房具などの購入、行事への参加費などのうち、実費徴収として園に支払ったものです。詳しくは、在籍園または保育幼稚園課へお問い合わせください。

保育料、授業料無償化について(3 歳から 5 歳クラス)

全員、無料

認可保育所などを利用する 3 歳から 5 歳児クラス(0 歳から 2 歳児は市区町村民税非課税世帯)の児童の保育料(授業料)は無償です。ただし、給食費や教材費、おやつ代、延長料金などは、保護者負担となります。

延長保育料について



支給認定された区分の基本保育時間を超えて保育を行う場合に、延長保育料が発生します。

基本保育時間は利用する施設により異なりますので、施設へご確認ください。料金形態は、各施設で異なります。私立の認可保育施設の詳細につきましては、直接施設へお問い合わせください。

延長保育料の軽減

延長保育料は幼児教育・保育の無償化対象外です。全クラス年齢で発生します。ただし、下記に該当する場合は、延長保育料が軽減されます。対象者は、保育料決定通知を利用施設に提示してください。

世帯状況	第1子	第2子	第3子以降
2人以上の児童がいる世帯(年齢制限なし)	軽減なし	半額	無料
基本保育料がA階層またはB階層の方	全員無料		

注記:市立の幼稚園型認定こども園は、きょうだい人数による軽減はありません。

市立保育園の場合

■ 保育標準時間認定(基本保育時間:午前7時30分から午後6時30分)

保育標準時間(11時間)を超える利用:30分ごとに100円

時間帯	延長保育料	月額上限額
午前7時00分から午前7時29分	30分ごとに100円	2,000円
午後6時31分から午後7時00分	30分ごとに100円	

■ 保育短時間認定(基本保育時間:午前8時30分から午後4時30分)

保育短時間(8時間)を超えて保育標準時間(11時間)までの利用:30分ごとに50円

保育標準時間を超える利用:30分ごとに100円

時間帯	延長保育料	月額上限額
午前7時00分から午前7時29分	30分ごとに100円	2,000円
午前7時30分から午前8時29分	30分ごとに50円	
午後4時31分から午後6時30分	30分ごとに50円	
午後6時31分から午後7時00分	30分ごとに100円	

幼稚園型認定こども園の場合

■ 保育標準時間認定(基本保育時間:午前7時30分から午後6時30分)

延長料金はありません。

■ 保育短時間認定(基本保育時間:午前8時30分から午後4時30分)

保育短時間(8時間)を超えて保育標準時間(11時間)までの利用:30分ごとに50円

時間帯	延長保育料	ひと月の限度額
午前7時30分から午前8時29分	30分ごとに50円	100円
午後4時31分から午後6時30分	30分ごとに50円	

給食費について



認可保育施設などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスの給食費は無償化の対象外となり、給食の材料にかかる費用は「保育園給食費」として下記のとおり負担していただくこととなります。

給食費の料金

■ 私立保育園・認定こども園の場合

私立の保育園、幼保連携型認定こども園は、各施設で料金を決定しています。直接施設へお問い合わせください。

■ 市立保育園の場合

月額 4,500 円(予定)

※ 令和 6 年度の金額です。変更となる場合がございます。

※ 月途中で退園される方は、在籍日数×180 円で日割り計算します

※ 児童の疾病を理由に、1 カ月間すべて休園した場合、診断書などを提出していただくと、無料になります

給食費の免除制度

3～5 歳児クラスの児童で世帯の状況が以下に該当する場合は、給食費が免除になります。

世帯状況	負担額
世帯の市区町村民税の所得割額の合計が 57,700 円未満のすべての世帯	免除
世帯の市区町村民税の所得割額の合計が 77,101 円未満のひとり親世帯等※1	
全所得階層の第 3 子以降の児童	

※ ひひとり親世帯等とは・・・ひとり親世帯または以下の手帳もしくは証書を所持する方がいる世帯です。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書

保育料・給食費の支払い方法



保育料と給食費の納付方法は以下のとおりです。

市へ納付は、浦安市ホームページ、施設へ直接支払いの場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

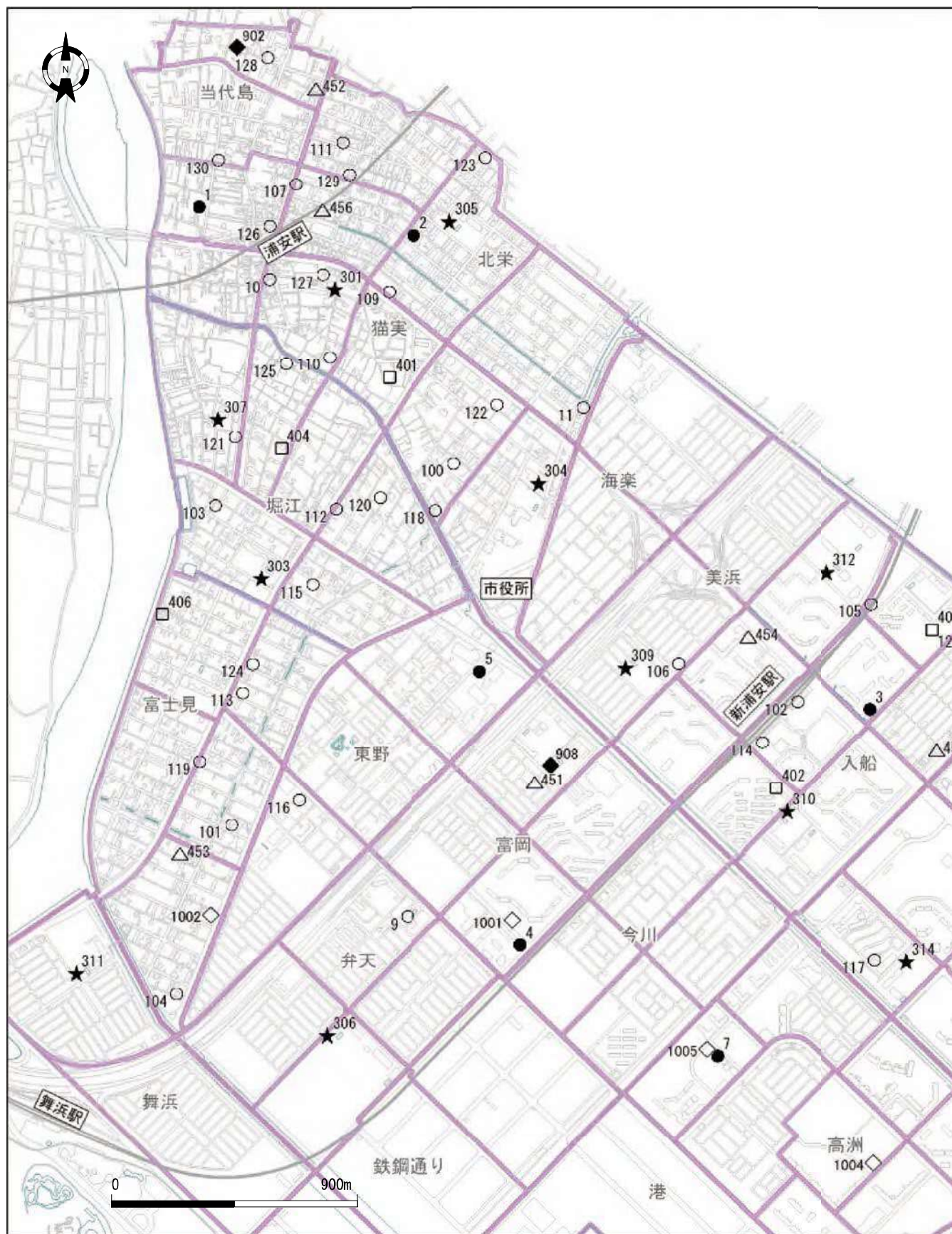
種類	保育料	給食費
市立認可保育所	市へ納付	市へ納付
私立認可保育所	市へ納付	施設へ直接支払い
幼保連携型認定こども園	施設へ直接支払い	施設へ直接支払い
小規模保育・保育ママ	施設へ直接支払い	なし

保育園・認定こども園・幼稚園 MAP



認可保育施設 MAP&早見表

8



※このマップは概略図です。

施設類型	番号	施設名	施設類型	番号	施設名
私立家庭的 保育事業 (保育ママ) □	401	猫実3丁目保育室	公立認可 保育所 ●	1	当代島保育園
	402	新浦安よつば保育室		2	猫実保育園
	403	入船五丁目保育室		3	入船保育園
	404	堀江－野田保育室		4	富岡保育園
	406	富士見保育室		5	東野保育園
公立幼稚園型 認定こども園 ★	301	若草認定こども園		6	日の出保育園
	303	みなみ認定こども園		7	高洲保育園
	304	神明認定こども園	公立認可 保育所 ●	8	ベネッセ海園の街保育園
	305	北部認定こども園		9	弁天保育園
	306	見明川認定こども園		10	浦安駅前保育園
	307	堀江認定こども園		11	ふたば保育園
	309	美浜南認定こども園		12	入船北保育園
	310	入船南認定こども園		100	みのり保育園
	311	舞浜認定こども園		101	しおかぜ保育園
	312	美浜北認定こども園 令和7年度は募集を停止しております		102	ポピンズナーサリースクール新浦安
	314	明海認定こども園		103	愛和元町保育園
公立幼稚園 ◆	902	青葉幼稚園		104	アスク舞浜保育園
	908	富岡幼稚園		105	たかし保育園新浦安
	913	日の出幼稚園		106	新浦安こどもの木保育園
私立幼稚園 ◇	1001	浦安幼稚園		107	アップルナーサリー浦安保育園
	1002	吹上幼稚園		109	ポピンズナーサリースクール浦安
	1003	聖徳大学附属浦安幼稚園	私立認可 保育所 ○	110	AIAI NURSERY 浦安
	1004	暁星国際学園新浦安幼稚園		111	浦安わかばの森保育園
	1005	渋谷教育学園浦安幼稚園		112	浦安どろんこ保育園
				113	舞浜こどもの木保育園
				114	そらまめ保育園新浦安駅前
				115	風花学園
				116	こどものじかん保育園
				117	新浦安きらきら保育園
				118	めびき保育園
				119	さくら保育園
				120	堀江こどもの木保育園
				121	ソラストうらやす保育園
				122	スクルドエンジェル保育園猫実園
				123	AIAI NURSERY 浦安北栄
				124	浦安富士見雲母(きらら)保育園
				125	浦安堀江雲母(きらら)保育園
				126	ソボ・ラプシ保育園
				127	浦安いろどり保育園
				128	トレジャーキッズうらやす保育園
				129	グローバルキッズ浦安園
				130	浦安きらきら保育園
			私立幼保 連携型認定 こども園☆	320	渋谷教育学園浦安こども園
			私立小規模 保育所 △	450	エンゼルマミー
				451	ことのは保育園
				452	スクルドエンジェル保育園浦安園
				453	保育室ポケットママ
				454	フェニックスキッズ新浦安
				455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園
				456	浦安わかば保育園

保育施設等の早見表



各施設の概要などは、浦安市ホームページよりご確認ください。

共通事項

- 延長保育**
保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育については、保育料とは別に料金がかかります。
- 上乗せ徴収とは**
保育料のほかに、別途、園服や学用品、教材費、おやつ代などの実費徴収があります。また、英語教室、体育指導などを実施している園は上乗せ徴収があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。
- 駐車場とは**
駐車場は台数が限られています。使用可能台数につきましては、各園にお問い合わせください。
- 園庭(△)について**
県の定める園庭の基準を満たすものではありませんが、水遊び等が可能なスペースが確保されています。
- 公立認定こども園について**
4月一次申込の結果、1号認定・2号認定ともに年少クラスの入園希望者が0人だった場合は、二次申込から、その年少クラスの募集を停止します。
- 公立認定こども園の給食(△)について**
お弁当を持参するか、宅配弁当提供サービスを利用するか、保護者の方が選択できるようになっています。令和6年度は、月1回「給食の日」を設けております。

元町エリア(当代島・北栄・猫実)

運営 区分	園 番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休日 保育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収	
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)								
公立公営 認可保育所 ※施設の老朽 化が進んでいる ため、順次工事 を行う予定です。	● 1	当代島保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	-	○	○	-	-	
		当代島 1-25-27	(標 7:30～18:30)								
		047-352-1866	(短 8:30～16:30)								
	● 2	猫実保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	○	○	○	-	-	
		北栄 3-31-14	(標 7:30～18:30)								
		047-353-2152	(短 8:30～16:30)								
私立民営 認可保育所	○ 10	浦安駅前保育園 (〔福〕茂原高師保育園)	7:00～19:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	-	
		猫実 4-19-24	(標 7:00～18:00)								
		047-381-7802	(短 8:30～16:30)								
	○ 11	ふたば保育園 (〔福〕芳雄会)	標 7:00～20:00 短 :700～19:00	7:00～18:00		-	○	○	○	-	-
		北栄 4-1-16	(標 7:00～18:00)								
		047-307-9590	(短 8:30～16:30)								
		※土曜日は、みのり保育園で合同保育となります。									
	○ 100	みのり保育園 (〔福〕芳雄会)	7:00～19:00	7:00～18:00		-	○	○	○	○	-
		猫実 2-4-7	(標 7:00～18:00)								
		047-351-5993	(短 8:30～16:30)								
	○ 107	アップル・スリー浦安保育園 (〔有〕もっこもっこ)	7:00～20:00	7:30～18:30		-	-	-	○	-	○
		北栄 1-11-24-3F	(標 7:00～18:00)	(標 7:30～18:30)							
		047-352-2631	(短 8:30～16:30)								
	○ 109	ポピュラー・スクール浦安 (〔機〕ピンス・エデュア)	7:00～20:00	7:00～18:00		-	○	○	○	-	○
		北栄 3-27-13(ﾀﾞｲﾔ3階)	(標 7:00～18:00)								
		047-711-2611	(短 8:30～16:30)								

運営 区分	園 番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休 日 保 育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)							
私立民営 認可保育所	○ 110	AIAI NURSERY 浦安 (AIAI Child Care株式会社)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	-	○	-	○
		猫実 4-2-3	(標 7:00～18:00)							
		047-316-2181	(短 8:30～16:30)							
	○ 111	浦安わかばの森保育園 (一社)はぐくみ	7:00～20:00		-	-	-	○	-	○
		北栄 2-15-8	(標 7:00～18:00)							
		047-381-5135	(短 8:30～16:30)							
	○ 118	めぶき保育園 (福)芳雄会	7:00～19:00	7:00～18:00	-	○	○	○	-	-
		猫実 2-1-37	(標 7:00～18:00)							
		047-316-0955	(短 8:30～16:30)							
		※土曜日は、みのり保育園で合同保育となります。								
		3 歳児クラスからの連携施設	みのり保育園							
	○ 122	スルト・エンジェル保育園猫実園 (SOUキッズケア株式会社)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	○
		猫実 2-13-27	(標 7:30～18:30)							
		047-712-5268	(短 8:30～16:30)							
	○ 123	AIAI NURSERY 浦安北栄 (AIAI Child Care株式会社)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	△	○	-	○
		北栄 3-41-7	(標 7:00～18:00)							
		047-711-1925	(短 8:30～16:30)							
	○ 126	ソボ・ラプシン保育園 (ワイズワーカー(同))	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	○
		当代島 1-1-23 林ビル 2F	(標 7:00～18:00)							
		047-314-1073	(短 8:30～16:30)							
	○ 127	浦安いろどり保育園 (株式会社K&N)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	○
		猫実 4-6-18	(標 7:00～18:00)							
		047-711-0505	(短 8:30～16:30)							
	○ 128	トリバーキッズ うらやす保育園 (株式会社セリオ)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	△	○	-	○
		当代島 3-6-12	(標 7:00～18:00)							
		047-711-2366	(短 8:30～16:30)							
	○ 129	グローバルキッズ 浦安園 (株式会社グローバルキッズ)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	△	○	-	-
		北栄 2-5-2	(標 7:00～18:00)							
		047-712-5711	(短 9:00～17:00)							
	○ 130	浦安きらきら保育園 (スタートアップサービス株式会社)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	○	○	-	-
		当代島 2-11-8	(標 7:00～18:00)							
		047-350-7600	(短 8:30～16:30)							
公立公営 幼稚園型 認定こども園	★ 301	若草認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○
		猫実 4-6-12	(標 7:30～18:30)							
		047-351-2950	(短 8:30～16:30)							
	★ 304	神明認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○
		猫実 1-18-43	(標 7:30～18:30)							
		047-351-4844	(短 8:30～16:30)							
	★ 305	北部認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○
		北栄 3-20-2	(標 7:30～18:30)							
		047-351-3010	(短 8:30～16:30)							
保育ママ	□ 401	猫実 3 丁目保育室 (熊川ママ)	7:30～18:30	なし	-	-	-	○	-	-
		猫実 3 丁目(豊受神社近く)	(標 7:30～18:30)							
		090-1799-7138	(短 8:30～16:30)							
		連携保育園	猫実保育園							
		3 歳児クラスからの連携施設	若草認定こども園							
私立民営 小規模保育	△ 452	スルト・エンジェル保育園浦安園 (SOUキッズケア株式会社)	7:30～19:30		-	-	-	○	-	-
		当代島 3-3-1(トミハイツ 101)	(標 7:30～18:30)							
		047-311-4468	(短 8:30～16:30)							
		3 歳児クラスからの連携施設	スルト・エンジェル保育園猫実園							
	△ 456	浦安わかば保育園 (一社)はぐくみ	7:00～19:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	-
		北栄 1-12-7	(標 7:00～18:00)							
		047-702-5776	(短 8:30～16:30)							
		3 歳児クラスからの連携施設	浦安わかばの森保育園							

元町エリア(堀江・富士見)

運営 区分	園 番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休 日 保 育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収	
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)								
私立民営 認可保育所	○ 101	しおかぜ保育園 (福)誠和会)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	○	○	○	-	
		富士見 4-12-15	(標 7:00～18:00)								
		047-306-5501	(短 8:30～16:30)								
	○ 103	愛和元町保育園 (福)江戸川豊生会)	7:00～20:00	7:00～19:00	○※	○	○	○	○	-	
		堀江 5-20-11	(標 7:00～18:00)								
		047-353-5410	(短 8:30～16:30)								
		※ 休日保育の開所日時は、日曜日・祝日(ただし、12月29日～1月3日を除く)の7:00～19:00です。休日保育は、実施園の園児でなくても浦安市の保育認定(2号・3号)を受けて特定教育・保育施設、特定地域型保育事業(幼稚園型認定こども園、家庭的保育事業を除く)を利用している児童は利用できます(就労証明書等で保護者・同居の大人全員の日曜日・祝日の就労等が確認でき、健康で集団保育が可能な場合。ただし空きがない場合はご利用いただけません)。									
	○ 104	7ツ舞浜保育園 (株)日本保育サービス)	7:00～20:00	7:00～19:00	-	○	○	○	-	-	
		富士見 5-24-5	(標 7:00～18:00)								
		047-306-2300	(短 9:00～17:00)								
	○ 112	浦安どろんこ保育園 (福)どろんこ会)	7:00～20:00		-	-	△	○	-	○	
		堀江 1-34-29	(標 7:00～18:00)								
		047-318-2233	(短 8:30～16:30)								
	○ 113	舞浜こどもの木保育園 (株)こどもの木)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	-	○	-	○	
		富士見 1-11-17	(標 7:00～18:00)								
		047-354-5030	(短 8:30～16:30)								
	○ 115	風花学園 (一社)風花学園)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	△	○	○	○	
		堀江 6-11-37	(標 7:00～18:00)								
		047-711-1237	(短 8:30～16:30)								
	○ 119	さくら保育園 (特非)さくら)	7:00～20:00	7:00～19:00	-	○	△	○	-	○	
		富士見 4-6-28	(標 7:00～18:00)								
		047-303-3937	(短 8:30～16:30)								
	○ 120	堀江こどもの木保育園 (株)こどもの木)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	○	
		堀江 1-27-8	(標 7:00～18:00)								
		047-712-7685	(短 8:30～16:30)								
	○ 121	ソラストうらやす保育園 (株)ソラスト)	7:00～19:00		-	-	-	○	-	○	
		堀江 4-36-9	(標 7:00～18:00)								
047-329-2570		(短 8:30～16:30)									
○ 124	浦安富士見雲母(きらら)保育園 (株)エド・プランニング・ジャパン)	7:00～20:00		-	-	-	○	-	-		
	富士見 1-7-17	(標 7:00～18:00)									
	047-381-8100	(短 8:30～16:30)									
○ 125	浦安堀江雲母(きらら)保育園 (株)エド・プランニング・ジャパン)	7:00～20:00		-	-	-	○	-	-		
	堀江 3-2-6	(標 7:00～18:00)									
	047-354-8810	(短 8:30～16:30)									
公立公営 幼稚園型 認定こども園	★ 303	みなみ認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○	
		堀江 5-4-2	(標 7:30～18:30)								
		047-351-8803	(短 8:30～16:30)								
	★ 307	堀江認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○	
		堀江 4-34-6	(標 7:30～18:30)								
		047-353-2151	(短 8:30～16:30)								
保育ママ	□ 404	堀江一野田保育室 (野田ママ)	7:30～18:30	なし	-	○	-	○	-	-	
		堀江 3 丁目 (おさんぽバス「堀江 2 丁目」バス停近く)	(標 7:30～18:30)								
		090-6560-1637	(短 8:30～16:30)								
		連携保育園	東野保育園								
		3 歳児クラスからの連携施設	堀江認定こども園								

運営 区分	園 番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休日 保育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)							
保育ママ	□ 406	富士見保育室 (吉田ママ)	8:00～18:00	なし	-	-	-	○	-	-
		富士見 2 丁目(堀江公民館近く)	(標 8:00～18:00)							
		090-2545-1529	(短 8:30～16:30)							
		連携保育園	東野保育園							
		3 歳児クラスからの連携施設	みなみ認定こども園							
私立民営 小規模保育	△ 453	保育室 [※] ケットマ (ホ [※] ケットマ [※] 隣)	7:30～20:00	7:30～18:30	-	○	-	○	-	-
		富士見 5-2-14	(標 7:30～18:30)							
		047-353-8637	(短 8:30～16:30)							
		3 歳児クラスからの連携施設	愛和元町保育園							

中町エリア(富岡、今川、弁天、舞浜、東野)

運営 区分	園 番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休 日 保 育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)							
公立公営 認可保育所	● 4	富岡保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	○	○	○	-	-
		富岡 3-1-6	(標 7:30～18:30)							
		047-351-5335	(短 8:30～16:30)							
		※駐車場について、富岡公民館の駐車場の一部を、暫定的に利用できます。今後、施設の都合により利用できなくなる場合もあります。 ※今川 4 丁目にある多目的広場に建て替えを行う計画を進めております。令和 9 年度に完成を予定しております。								
	● 5	東野保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	○	○	○	-	-
		東野 1-7-2	(標 7:30～18:30)							
		047-350-4321	(短 8:30～16:30)							
		※駐車場について、総合福祉センターの駐車場の一部を、暫定的に利用できます。今後、施設の都合により利用できなくなる場合もあります。 ※施設の老朽化が進んでいるため、順次工事を行う予定です。								
私立民営 認可保育所	○ 9	弁天保育園 (〔福〕わかみや福祉会)	7:00～20:00	7:00～19:00	-	○	○	○	-	-
		弁天 1-1-28	(標 7:00～18:00)							
		047-316-8841	(短 8:30～16:30)							
	○ 116	こどものじかん保育園 (〔特非〕i-net)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	△	○	-	○
		東野 3-4-11	(標 7:00～18:00)							
		047-702-5081	(短 8:30～16:30)							
公立公営 幼稚園型 認定こども園	★ 306	見明川認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○
		弁天 3-1-3	(標 7:30～18:30)							
		047-352-8880	(短 8:30～16:30)							
	★ 311	舞浜認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○
		舞浜 2-1-2	(標 7:30～18:30)							
		047-353-0110	(短 8:30～16:30)							
私立民営 小規模保育	△ 451	ことのは保育園 (〔同〕御山)	7:00～19:00		-	-	-	○	-	-
		富岡 1-4-11	(標 7:30～18:30)							
		047-712-7813	(短 8:30～16:30)							
		3 歳児クラスからの連携施設	入船保育園							
	△ 456	浦安わかば保育園 (〔一社〕はくぐみ)	7:00～19:00	7:00～18:00	-	-	-	○	-	-
		北栄 1-12-7	(標 7:00～18:00)							
		047-702-5776	(短 8:30～16:30)							
		3 歳児クラスからの連携施設	浦安わかばの森保育園							

中町エリア(海楽、美浜、入船)

運営 区分	園 番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休 日 保 育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収					
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)												
公立公営 認可保育所	● 3	入船保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	○	○	○	-	-					
		入船 6-9-1 (標 7:30～18:30)													
		047-353-6992 (短 8:30～16:30)													
私立民営 認可保育所	○ 12	入船北保育園 (〔福〕わかみや福祉会)	7:00～20:00	7:00～19:00	-	○	○	○	-	-					
		入船 4-34-1 (標 7:00～18:00)													
		047-316-6665 (短 8:30～16:30)													
	○ 102	ポピ`ンズナ`リ=スクール新浦安 (〔株〕ポ`ンズ`インター)	7:00～23:00		○ ※	-	○	○	-	○					
		入船 1-2-1 新浦安 MARE (標 7:00～18:00)													
		047-304-2101 (短 8:30～16:30)													
		※ 休日保育の開所日時は、日曜日・祝日(ただし、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)の 7:00～19:00 です。休日保育は、実施園の園児でなくても浦安市の保育認定(2 号・3 号)を受けて特定教育・保育施設、特定地域型保育事業(幼稚園型認定こども園、家庭的保育事業を除く)を利用している児童は利用で きます(就労証明書等で保護者・同居の大人全員の日曜日・祝日の就労等が確認でき、健康で集団保育 が可能な場合。ただし空きがない場合はご利用いただけません)。													
	○ 105	たかし保育園新浦安 (〔福〕茂原高師保育園)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	-	○	-	-					
		入船 5-46-1 (標 7:00～18:00)													
		047-353-5151 (短 8:30～16:30)													
	○ 106	新浦安こどもの木保育園 (〔株〕こどもの木)	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	-	○	-	○					
		美浜 3-25-18 (標 7:00～18:00)													
		047-390-6600 (短 8:30～16:30)													
	○ 114	そらまめ保育園新浦安駅前 (〔株〕ブルーム)	7:00～21:00		-	-	-	○	-	-					
		入船 1-6-1 (標 7:00～18:00)													
		047-712-8115 (短 8:30～16:30)													
	公立公営 幼稚園型 認定こども園	★ 309	美浜南認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○				
			美浜 3-15-2 (標 7:30～18:30)												
			047-353-7766 (短 8:30～16:30)												
★ 310		入船南認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○					
		入船 3-66-2 (標 7:30～18:30)													
		047-353-8501 (短 8:30～16:30)													
★ 312		美浜北認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○					
		美浜 5-12-3 (標 7:30～18:30)													
		-									(短 8:30～16:30)				
	令和 7 年度は、募集を停止しております														
保育ママ	□ 402	新浦安よつば保育室 (田中ママ)	7:30～18:30	なし	-	-	-	○	-	-					
		入船 2 丁目(入船西エート) (標 7:30～18:30)													
		070-8356-8669 (短 8:30～16:30)													
		連携保育園 入船保育園													
	3 歳児クラスからの連携施設 入船南認定こども園		-	-	-	○	-	-							
	□ 403	入船五丁目保育室 (渡邊ママ)							7:30～18:00	なし					
		入船 5 丁目(入船北エート) (標 7:30～18:00)													
		090-1664-6636 (短 8:30～16:30)													
連携保育園 入船保育園															
3 歳児クラスからの連携施設 入船南認定こども園		-	-	-	○	-	-								
△ 450	エンゼルミー (〔株〕縁真実)							7:00～21:00	7:30～18:30	-	-	-	○	-	-
	入船 4-9-16 (標 7:30～18:30)														
	047-355-8799 (短 8:30～16:30)														
	3 歳児クラスからの連携施設 ポピンズナーサリースクール新浦安														
私立民営 小規模保育	△ 454	フェニックス` 新浦安 (〔株〕Funkit)	7:00～19:00		-	-	-	○	-	-					
		美浜 1 丁目 7 番地 (標 7:00～18:00)													
		IL・シティ新浦安 7 番館 103 (短 8:00～16:00)													
		047-712-7679 (短 8:00～16:00)													
		3 歳児クラスからの連携施設 入船保育園													

新町エリア(日の出、明海、高洲)

運営 区分	園 番 号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月～金	土	休 日 保 育	駐 車 場	園 庭	給 食	園 服	上 乗 せ 徴 収	
			開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)								
公立公営 認可保育所 ※施設の老朽 化が進んでいる ため、順次工事 を行う予定です。	● 6	日の出保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	○	○	○	-	-	
		日の出 2-11-1	(標 7:30～18:30)								
		047-380-0880	(短 8:30～16:30)								
		※駐車場は施設から少し離れた臨時暫定駐車場です。今後、利用できなくなる場合があります。									
	● 7	高洲保育園 (浦安市)	7:00～19:00		-	○	○	○	-	-	
		高洲 2-3-4	(標 7:30～18:30)								
		047-305-1313	(短 8:30～16:30)								
私立民営 認可保育所	○ 8	ベネッセ海園の街保育園 (株)ベネッセスタイルケア	7:00～20:00	7:00～19:00	-	○	-	○	-	-	
		明海 3-2-12	(標 7:30～18:30)								
		047-316-8688	(短 8:30～16:30)								
		4 歳児クラスからの連携施設	渋谷教育学園浦安こども園								
		※駐車場は施設から少し離れた臨時暫定駐車場です。今後、利用できなくなる場合があります。									
	○ 117	新浦安さらさら保育園 (スタートアップサービス(株))	7:00～20:00	7:00～18:00	-	○	△	○	-	-	
		明海 2-12-1	(標 7:00～18:00)								
		047-380-6810	(短 8:30～16:30)								
公立公営 幼稚園型 認定こども園	★ 314	明海認定こども園 (浦安市)	7:30～18:30	なし	-	-	○	△	○	○	
		明海 2-13-3	(標 7:30～18:30)								
		047-380-8800	(短 8:30～16:30)								
私立民営 幼保連携型 認定こども園	☆ 320	渋谷教育学園浦安こども園 (学)渋谷教育学園)	7:00～20:00	7:00～19:00	-	○	○	○	○	○	
		明海 5-4-1	(標 7:30～18:30)								
		047-304-1220	(短 8:30～16:30)								
私立民営 小規模保育	△ 455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園 (株)MIRATZ(ミラッツ))	7:00～19:00		-	-	-	○	-	-	
		明海 5-7-1 パークシティ東京ベイ 新浦安ドクターズベイ A棟 A-2	(標 7:30～18:30)								
		047-712-6032	(短 8:30～16:30)								
		3 歳児クラスからの連携施設		入船保育園							

市内幼稚園一覧

このガイドブックでは、幼稚園に関する詳細は、掲載しておりません。
市立幼稚園に関する内容は、浦安市ホームページをご確認ください。
私立幼稚園に関する内容は、各施設へ直接お問い合わせください。

運営区分	園番号	施設名称	運営組織	住所	電話番号
市立幼稚園	◆ 902	青葉幼稚園	浦安市	当代島 3-12-1	047-351-2688
	◆ 908	富岡幼稚園	浦安市	富岡 1-1-2	047-353-2359
	◆ 913	日の出幼稚園	浦安市	日の出 2-15-1	047-355-6333
私立幼稚園	◇ 1001	浦安幼稚園	学校法人 アゼリー学園	富岡 3-3-1	047-354-1266
	◇ 1002	吹上幼稚園	学校法人 川見学園	富士見 5-10-1	047-351-9121
	◇ 1003	聖徳大学附属浦安幼稚園	学校法人 東京聖徳学園	日の出 5-4-2	047-383-9488
	◇ 1004	暁星国際学園新浦安幼稚園	学校法人 暁星国際学園 暁星国際学園新浦安幼稚園	高洲 4-2-20	047-304-1152
	◇ 1005	渋谷教育学園浦安幼稚園	学校法人 渋谷教育学園	高洲 2-3-1	047-304-1221

受け入れ年齢別定員の一覧



令和 7 年度 4 月の見込み定員数です。今後変更となる可能性もございますので、ご了承ください。また、保育園の状況などにより、定員数の受け入れができない場合がございますので、ご了承ください。

4 月一次では、進級枠分+退園予定者枠分で利用調整を行います。4 月二次以降は、空きがある場合に利用調整を行います。各月の空き状況は、浦安市ホームページにてご確認ください。空きがない施設でも、退園者や内定辞退者など空きが出る可能性がございますので、希望園に選ぶことができます。

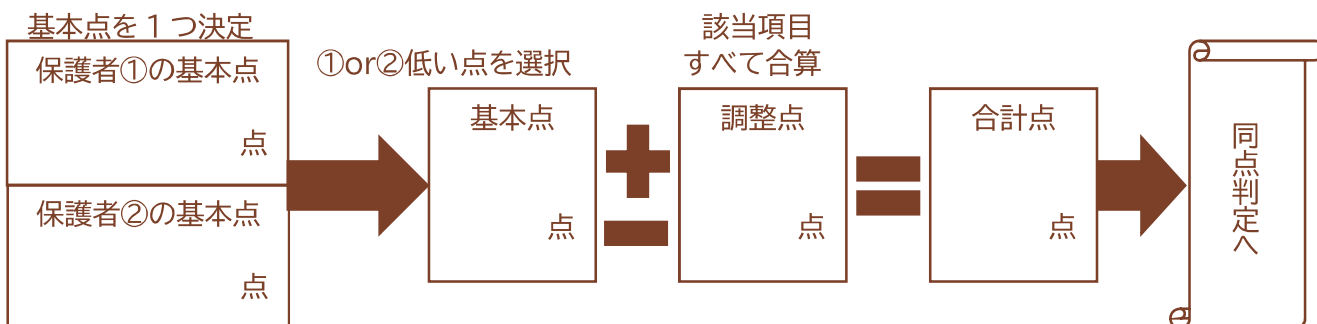
受け入れ年齢	番号	施設名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
0歳児(57日目)～2歳児クラス	118	めぶき保育園	12	15	15	連携施設へ進級		
	450	エンゼルマミー	4	4	4			
	451	ことのは保育園	3	8	8			
	452	スクルドエンジェル保育園浦安園	3	5	6			
	453	保育室ポケットママ	2	5	5			
	454	フェニックスキッズ新浦安	3	8	8			
	455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園	3	8	8			
	456	浦安わかば保育園	3	4	4			
0歳児(生後6か月)～2歳児クラス	401	猫実3丁目保育室	合計5人					
	402	新浦安よつば保育室	合計5人					
	403	入船五丁目保育室	合計5人					
	404	野田保育室	合計5人					
1歳児～2歳児クラス	406	富士見保育室	合計5人					
0歳児(57日目)～3歳児クラス	8	ベネッセ海園の街保育園	9	12	15	17	連携施設へ進級	
0歳児(57日目)～5歳児(就学前)クラス	1	当代島保育園	9	15	18	20	25	25
	2	猫実保育園	11	15	17	17	21	22
	3	入船保育園	12	30	34	58	58	58
	4	富岡保育園	9	24	24	29	29	29
	5	東野保育園	14	30	32	32	32	32
	6	日の出保育園	9	33	33	31	31	31
	7	高洲保育園	18	40	42	43	45	45
	9	弁天保育園	15	17	21	24	27	27
	10	浦安駅前保育園	6	10	12	12	12	12
	11	ふたば保育園	12	18	18	20	21	21
	12	入船北保育園	9	22	24	25	25	26
	100	みのり保育園	12	20	24	39	39	43
	101	しおかぜ保育園	9	14	18	20	24	25
	102	ポピンズナーサリースクール新浦安	18	23	26	30	32	30
	103	愛和元町保育園	20	28	29	34	34	34
	104	アスク舞浜保育園	6	10	12	12	12	12
	105	たかし保育園新浦安	6	12	12	12	12	16
	106	新浦安こどもの木保育園	3	7	10	11	11	11
	107	アップルナースリー浦安保育園	9	10	10	10	11	12
	109	ポピンズナーサリースクール浦安	12	18	23	23	24	24
	110	ATAI NURSERY 浦安	5	7	8	7	7	7
	111	浦安わかばの森保育園	6	12	12	16	16	16
	112	浦安どろんこ保育園	6	10	12	14	14	14
	113	舞浜こどもの木保育園	6	10	12	12	12	12
	114	そらまめ保育園新浦安駅前	9	12	12	15	15	15
	115	風花学園	3	5	8	8	8	8
	116	こどものじかん保育園	6	10	10	10	10	10
	117	新浦安さらさら保育園	9	12	12	12	12	12
	119	さくら保育園	12	18	18	20	23	23
	120	堀江こどもの木保育園	3	9	12	12	12	12
	121	ソラストうらす保育園	6	8	9	9	9	9
	122	スクルドエンジェル保育園猫実園	5	11	12	18	18	18
	123	ATAI NURSERY 浦安北栄	9	12	12	15	16	16
	124	浦安富士見雲母(きらら)保育園	6	11	11	12	11	11
	125	浦安堀江雲母(きらら)保育園	6	10	11	11	11	11
	126	ソボ・ラブシ保育園	3	10	10	10	10	10
	127	浦安いろどり保育園	3	12	12	15	15	15
	128	トレジャーキッズうらす保育園	6	10	11	11	11	11
	129	グローバルキッズ浦安園	6	14	15	15	15	15
	130	浦安さらさら保育園	6	10	12	13	13	13
	320	渋谷教育学園浦安こども園	—	30	36	43	57	57
3歳児(年少)～5歳児(就学前)クラス	301	若草認定こども園				5	10	10
	303	みなみ認定こども園				5	10	10
	304	神明認定こども園				5	10	10
	305	北部認定こども園				5	10	10
	306	見明川認定こども園				5	10	10
	307	堀江認定こども園				5	10	10
	309	美浜南認定こども園				5	10	10
	310	入船南認定こども園				10	10	10
	311	舞浜認定こども園				5	10	10
	312	美浜北認定こども園(募集なし)				—	—	—
	314	明海認定こども園				5	10	10

利用調整の判定基準・点数表



認可保育施設の利用調整(入所選考方法)は、児童に一人ずつ点数をつけて、点数が高い児童から順番に決めていきます。保育幼稚園課では点数の試算は行っておりませんので、ご自身で試算してください。

希望園の順番で優劣はありません。入所したい順番に希望園を決めてください。



■ 利用調整基準点数表(基本点)

番号	保護者の状況					基本点		
1	就労	1 週間の労働時間が 40 時間以上である場合				50		
		1 週間の労働時間が 35 時間以上 40 時間未満である場合				45		
		1 週間の労働時間が 30 時間以上 35 時間未満である場合				40		
		1 週間の労働時間が 25 時間以上 30 時間未満である場合				35		
		1 週間の労働時間が 16 時間以上 25 時間未満である場合				30		
2	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合				50		
3	疾病 又は 障がい	疾病又は負傷	1 か月以上の入院(予定を含む。)			50		
			居宅内療養	常時臥床		1か月以上の常時臥床の場合	50	
				精神性			50	
				一般療養			安静	医師が1か月以上安静を要すると診断した者
					通院加療		医師が1か月以上通院加療を要すると診断した者	30
	障がい	身体障害者手帳の交付を受けている場合		身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級である場合			50	
				身体障害者障害程度等級が 3 級又は 4 級(聴覚障がいの場合に限る。)である場合			40	
				身体障害者障害程度等級が 4 級(聴覚障がいの場合を除く。)、5 級、6 級又は 7 級である場合			30	
		療育手帳の交付を受けている場合		知的障がいの障がいの程度	((A))、Aの1又はAの2である場合			50
					Bの1である場合			40
					Bの2である場合			30
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合					50	
		4	介護	病院、施設、学校等の付添い	付添いを常態としている場合			
自宅介護	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を常態としている場合			身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級、知的障がいの障がいの程度が((A))、Aの 1 又はAの 2 及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合			50	
				身体障害者障害程度等級が 3 級又は 4 級(聴覚障がいの場合に限る。)、知的障がいの障がいの程度がBの 1 である場合			45	
				身体障害者障害程度等級が 4 級(聴覚障がいの場合を除く。)、5 級、6 級又は 7 級、知的障がいの障がいの程度がBの 2 である場合			30	
5	災害	震災、風水害、火災等で家屋が失われ又は損傷を受け、その復旧に当たっている場合					50	
6	その他	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等				50	
		求職	就労の内定・開業予定・未定				20	
		就学等	不就労であるが、就学・技能習得のため通学を常態としている場合				※①	
		上記以外	児童の保護者が前各区分に掲げるものに類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合				※②	

備考

- 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。
- 保護者のうち、どちらか低い方の基本点によるものとする。
- ※①については1の項を準用し、※②については1の項から6の項までを準用する。
- 千葉県知事以外の者が交付する療育手帳の障がいの程度については、千葉県知事が交付する障がいの程度に相当する障がいの程度の区分を適用する。
- 介護の病院、施設、学校等の付添いで付添いを常態としている場合には、移動時間を含むものとする。

■ 利用調整基準点数調整表(調整点)

番号	保護者等の状況		調整点
1	不存在等	不存在等の場合(死亡、行方不明、拘禁、未婚、離婚、離婚調停中の別居等の理由により両親不存在又はひとり親の状態にある場合)	+10
2		1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時時点で更に1か月以上(予定を含む。)の入院が必要であるとき。	+5
3		1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時時点で単身赴任にあるとき。	+5
4	生活保護等	生活保護法による被保護世帯である場合	+7
5		各々の保護者の市民税(4月から8月までの利用に係る利用調整にあつては利用年度の前年度の市民税をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあつては利用年度の現年度の市民税をいう。以下同じ。)が非課税である場合。ただし、4の項に該当する場合を除く。	+5
6	育児休業復帰等	育児休業(雇用保険の被保険者の休業に限る。)の取得に伴い、産前休暇の開始日から出産日の属する月の2か月後の月末までに市内の施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ))の利用契約を解除した場合であつて、当該育児休業の期間の終了により元の職務に復帰するとき(育児休業に係る児童が生後7か月に達する日の属する月以降の利用に係る利用調整の場合に限る。))。	+10
7		産前産後休暇又は育児休業(雇用保険の被保険者の休業に限る。)の期間の満了により元の職務に復帰する場合(転園申請の場合を除く。)	+1
8		保護者が、次のいずれかに該当するとき(転園申請の場合を除く。) (1) 市内の施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)・市立幼稚園・私立幼稚園)において、保育士または幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務しているとき又は勤務することが内定しているとき。 (2) 市内の施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)・市立幼稚園・私立幼稚園)において、保育士または幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務していた保護者であつて、育児休業(雇用保険の被保険者の休業に限る。)の期間満了により元の職場に復帰するとき。	+1
9	保護者の求職等の状況	利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であつて、1週間の労働時間が40時間以上である場合	+5
10		利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であつて、1週間の労働時間が35時間以上40時間未満である場合	+4
11		利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であつて、1週間の労働時間が30時間以上35時間未満である場合	+3
12		利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であつて、1週間の労働時間が25時間以上30時間未満である場合	+2
13		利用調整基準点数表の6の項の求職の内定・開業予定であつて、1週間の労働時間が16時間以上25時間未満である場合	+1
14		保護者のうち生計中心者が解雇又は倒産により求職中である場合	+1
15	施設又は事業の利用の状況	保護者が身体障害者手帳(身体障害者障害程度等級が1級、2級、3級又は4級の場合に限る。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、利用調整基準点数表(基本点)の4の項以外の状況である場合	+1
16		既に施設等を他の兄弟姉妹が利用(施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ))の利用の内定を含み、利用日の属する年度に小学校就学の予定がある場合を除く。)している場合であつて、当該施設等の利用を希望するとき。	+1
17		利用調整に係る児童を市で利用調整しない保育施設等(認可外保育施設・ベビーシッター・私立幼稚園・一時預かり等)に有償で預けていることを常態としている場合(7の項、23の項又は24の項に該当する場合を除く。)	+1
18	兄弟姉妹の人数	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)が3人以上いる場合	+4
19		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)が2人いる場合	+3
20		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)が1人いる場合	+2
21		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童(満6歳児未満)を除いたものに限る。)が2人以上いる場合	+1
22		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童(満6歳児未満)を除いたものに限る。)が1人いる場合	+0.5
23	施設又は事業の廃止	市で利用調整をしない保育施設等で市長が指定したものの廃止に伴い施設等(認可保育施設)の利用を希望する場合(利用調整に係る児童を当該保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合に限り、当該保育施設等が廃止されることを市が確認した日以後に当該保育施設等の利用を開始した場合を除く。)	+3
24		施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ))の廃止に伴い他の施設等の利用を希望する場合	+3
25	連携施設の廃止	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)第42条第1項に規定する連携施設がその設定を解除したことに伴い他の施設等の利用を希望する場合(児童が卒園する際に、連携施設の設定がされていない場合に限る。ただし、24の項に該当する場合を除く。)	+3
26	内定の辞退	利用調整の後に利用契約の締結を自己都合により辞退した場合(その辞退が利用の開始の予定日の属する年度内である場合であつて、その辞退の後に施設等を最初に利用するまでの間に限る。)	-10
27	同居人の状況	18歳以上64歳未満の同居人がいて、その者が就労、疾病・障がい、介護等以外で保育に当たることができると認められる場合	-1

備考

基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、18の項から22の項まで及び27の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。

■ 基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準

番号	判定基準
1	判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が低い保護者を比較し、その基本点が高い世帯
2	判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が高い保護者を比較し、その基本点が高い世帯
3	利用調整基準点数調整表の1の項の状況にある世帯
4	利用調整基準点数調整表の4の項の状況にある世帯
5	利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯
6	利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯
7	利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯
8	利用調整基準点数調整表の16の項の状況にある世帯
9	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯
10	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童(満6歳児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯
11	疾病又は障がい有する保護者がいる世帯
12	18歳以上64歳未満の同居人(就労、疾病・障がい、介護等で保育に当たることができないと認められる者を除く。)がいない世帯
13	各々の保護者の市民税が均等割のみを課されている世帯
14	市民税の所得割が課されている世帯で、当該所得割の合計額が低い世帯
15	次のいずれかの保護者がいない世帯 (1) 保育料を6か月以上滞納し、かつ、市が実施する納付相談等に応じていない保護者 (2) 保育料の納入に係る誓約に基づく支払を履行していない保護者
16	保護者の市民税の課税所得の合計額が低い世帯

- 備考
1. 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、9の項、10の項及び12の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。
 2. 判定基準の適用は、番号の低いものからとする。
 3. 5の項、6の項及び11の項の判定基準は、保護者のうち、いずれかの者が該当することをもって適用する。ただし、複数の保護者が該当する世帯がある場合は、当該世帯を優先するものとする。
 4. 9の項及び10の項の判定基準の適用は、その人数が同数の場合にあっては、兄弟姉妹の年齢の合計が低い世帯を兄弟姉妹の多い世帯とみなす。

申し込み・入園後に手続きすること



申し込み後や入園後、入園中など様々な場面で必要書類の提出が必要です。
下記内容を確認し、必ず手続きしてください。

家庭や仕事の状況が変わったときは・・・

家族や保育事由の状況に変更が生じた場合には、必ず手続きが必要です。

必要書類を揃い次第、速やかに保育園または保育幼稚園課までご提出ください。

前月 20 日(閉庁日の場合は直前の閉庁日)までに提出いただくと、翌月から変更できます。

支給認定変更申請書・申請内容変更届出書(変更届)とセットで提出してください。

また、入所・転園申請に係る変更は、各月の受付期間締切日までにご提出ください。

浦安市様式の書類は、市ホームページからダウンロード可能です。また保育園・保育幼稚園課窓口にて配布しています。

変更内容	必要書類			備考
	変更届	他書類	浦安市様式	
世帯員の増減、氏名などの変更	○	なし	—	保護者が増えた場合は、就労証明書と税書類も必要です。
離婚調停中または離婚裁判中で別居	○	離婚調停申立書(写)または事件係属証明書(写)または呼出状(写)	—	住民票・実態ともに別居となった場合、ひとり親扱いとなります。
同居人の増加	○	同居人の保育を必要とする証明	○	同居人が、18 歳～64 歳未満の場合のみ必要です。
保育必要量の変更(標準時間、短時間)	○	就労証明書など	○	
退職して求職中となった	○	就労に関する承諾書	○	在園児童のみ提出してください。求職事由に切り替わります。
求職中だったが就職した	○	就労証明書	○	証明日は雇用期間開始日以降の日付で作成してください。
転職した	○	就労証明書	○	証明日は雇用期間開始日以降の日付で作成してください。
育児休業を取得する	○	就労証明書	○	育休開始時点と同じ勤務時間数で復職する必要があります。
		育児休業復職誓約書	○	
育休を延長した	○	就労証明書	○	延長可能時期が記載されているものを作成してください。
産休や育休から復職した	○	就労証明書	○	復職年月日が記載されて、証明日が復職日以降のもので作成してください。
勤務条件の変更(雇用期間の更新も含む)	○	就労証明書	○	申請時点の内容から著しい変更がある場合は退園となる場合があります。
病気になった	○	診断書	○	
障害者手帳を取得した	○	障害者手帳の写し	—	
介護を始めた	○	介護状況報告書	○	
		診断書または介護保険被保険者証の写し	○	
学校に通い始めた	○	就学状況報告書	○	時間割表は曜日と時間がわかるものを提出してください。
		在学証明書	—	
		時間割表	—	
下の子を妊娠した	○	母子手帳の写し	—	出産予定日を加筆してください。
認可外保育施設などの利用を開始した	○	在園・通園証明書または保育申立書	○	入所申し込み中の方のみ必要です。
住民税が変更になった住民税の申告や確定申告をした	○	該年度の課税(非課税)証明書	—	

産休明け児童の利用開始日は・・・

出産日の翌日から 57 日目が利用開始日となります。(日曜日、祝日の場合は翌平日。)

育児休業中に申し込みし、復職するときは…

対 象 者	育休復職を条件に申し込みした方
必 要 書 類	育児休業から復職した就労証明書(浦安市様式) 変更届(浦安市様式)
復 職 期 限	利用開始月の翌月 10 日

■ 入所する前

育児休業を取得した事業所への申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職をしないことがわかった場合は、内定辞退していただく場合があります。

なお、この場合には利用調整基準点数調整表 26 内定の辞退に該当するため、その後年度内の利用調整においてマイナス 10 点になります。

■ 入所した後

申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職ができない場合(育児休業を取得した事業所を退職し、新しい事業所に就職した場合も含む)は利用開始月の翌月末で退園となります。

復職後すみやかに、復職年月日記載済みの就労証明書を提出してください。

<例:4 月利用開始の場合> 5 月 9 日まで育児休業、5 月 10 日復職が期限。

求職で申し込みし、就労を開始するときは…

対 象 者	求職中に申し込みした方	
必要書類	保育所内定後	就労に関する承諾書(浦安市様式)
	就 労 開 始 後	就労開始後の就労証明書(浦安市様式) 変更届(浦安市様式)
提出期限	保育所内定後	面接時に提出
	就 労 開 始 後	利用開始日含め 90 日目の月末

月 64 時間以上の就労することが必要です。雇用形態は問いませんが、日雇いは常態的な就労とみなせないため、対象外です。

求職期限までに就労開始ができない場合は、期限の月末で退園となります。

<例:4 月求職事由で利用開始の場合>

利用開始直後に承諾書を提出、6 月 29 日までに、就労の開始が必要。6 月 30 日からの採用内定は不可。

就労内定で申し込みし、就労を開始するときは…

対 象 者	就労内定で申し込みした方	
必要書類	保育所内定後	就労に関する承諾書(浦安市様式)
	就 労 開 始 後	就労開始後の就労証明書(浦安市様式) 変更届(浦安市様式)
提出期限	保育所内定後	面接時に提出
	就 労 開 始 後	利用開始月の月末

利用開始月中に、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・時間で就労開始していただきます。就労開始ができない場合(就労内定事業所では就労せず、新しい事業所に就労した場合も含む)は、利用開始月の月末で退園となります。

申し込みを済ませて保留となった場合



■ 希望園の追加や希望園の順位変更をしたいときは…

変更届を提出してください。提出日の直近の締切日となる希望月から、変更後の希望園で利用調整をします。また、兄弟姉妹で同時に申し込みしている場合の入所条件についても変更することができます。

■ 保留通知が必要なときは…

申し込み後初回の利用調整に限り、保留通知を発送します。
次月以降の保留通知が必要な方は、交付申請が必要です。
ちば電子申請サービスより電子申請してください。
右記二次元コードよりアクセスできます。
申請から 2 週間以内に、ご自宅宛てへ郵送いたします。
https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35950

二次元コード



■ 保育が必要なくなったときは…

入所申込や転園申請を取り下げるには、速やかに取下届を提出してください。
提出がない限り、年度内は継続して利用調整を行います。利用調整の結果、自己都合により内定辞退をされた場合は、当該年度内の利用調整で減点になりますので、ご注意ください。

保育施設入園が決まった方、または通園中の方へ



児童の送迎について

駐車場が無い施設では、自家用車での送迎はご遠慮ください。

駐車場がある施設でも、近隣住民のご迷惑にならないよう交通安全に留意してください。なお、希望施設を選択するには駐車場の有無や通園方法をご確認ください。

就労事由で入園後、下の子を妊娠・出産する場合は…

就労事由で入園後、新たに出産された場合、上の子の在園要件(保育事由)が「就労」から「出産」に変わります。

その後、上の子が在園できる期間・要件は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「法」という。)に基づく育児休業が取得できるかどうか、産後休暇後すぐに復職できるかによって変わります。

■ 法に基づく育児休業を取得しない方(自営業・会社役員・雇用保険外のパートの方など)

① 下の子の産後休暇後すぐに復職する場合…引き続き在園できます

下の子の預け先が確保されていて、産後休暇後すぐに復職できる場合は、在園要件が「出産」から「就労」に切り替わるため、上の子は引き続き在園できます。

下の子を出産後、すみやかに育児休業(産後休暇)復職誓約書と変更届を提出してください。

また、産後 57 日目の復職後に就労証明書と変更届を提出してください。

② 産後休暇後に復職しない場合…産後 2 か月末で退園

産後休暇後、すぐに職場復帰されない場合は、在園要件が「出産」のままであるため、産後 2 か月目の月末で退園となります。

ただし、産後に健康状態が悪化するなどした場合は、診断書の提出等により在園期間を延長できる場合がありますので、保育幼稚園課へご相談ください。

■ 法に基づく育児休業を取得する方(主に会社員の方)

産後休暇後、引き続き法に基づく育児休業を取得され、同じ職場に同じ雇用契約時間で復帰する場合は、育児休業対象児童(下の子)が2歳になる月末まで、上の子は在園できます。ただし、職場復帰時に、下の子の預け先を確保する必要があります。

出産後、すみやかに育児休業(産後休暇)復職誓約書、就労証明書と変更届を提出してください。

<例:育児休業対象児童が令和6年11月18日生まれの場合>

上の子の在園可能期間は、令和8年11月30日までです。同日までに同じ職場への復帰が必要です。

- ※ パート・契約社員等の方で、就労先に「出産後、○か月後に再び雇う。」と約束されている場合であっても、法に基づく育児休業でなければ、「法が適用されない方」の取り扱いとなります。
- ※ 勤務先が2歳以降の育休取得が可能である場合でも、育休事由での保育園利用はできません。
- ※ 自営業の方で育児休業を取得する方は、法に基づく育児休業が確認するため、就業規則または育児休業取得通知書を提出してください。

保育施設を長期間お休みするときは…

■ 保育園・幼保連携型認定こども園・保育ママ・小規模保育

事情により2週間以上保育施設を休園される場合は、事前に保育所休園届を提出してください。最長2か月までお休みできますが、同じ事由が継続する場合には1か月延長することができます。その場合は再度保育所休園届の提出が必要となります。なお、休園中も原則保育料は発生します。

ただし、休園理由が在園児童の怪我や病気等によるものであれば、それが治癒する時期まで休園可能で、かつ月初めから月末まで休園した月の診断書の提出があれば、保育料は原則発生しません。

■ 幼稚園型認定こども園

病気その他やむを得ない理由により休園しようとする場合は、休園願を園長へ提出してその許可を受けてください。休園の期間は、1か月以上6か月未満です。

別の保育施設に転園したいときは…

- 保育幼稚園課へ転園申請書をご提出ください。ご家庭によっては保育の必要性を証明する書類などの追加提出が必要となります。
- 受付期間や申し込み後の流れは新規入園申込と同様です。
- 転園先に内定した場合、転園元では別の児童が内定しているため、いかなる理由であっても元の園には戻れません。
- 複数年度の転園申請をする場合、先にいずれかの年度で転園決定後は、もう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。

保育施設を退園するときは…

- 保育幼稚園課窓口または在園している園に、退所届を提出してください。
- いかなる理由であっても退所届の撤回はできませんので、ご注意ください。
- 保育料は退所日までの日割り計算となります。
- 退所日の遡りはできません。

